

厚岸町議会 平成29年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成29年3月9日

午前10時7分開会

- 委員長（大野委員） ただいまから、平成29年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

- 委員長（大野委員） 初めに、議案第1号 平成29年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。
予算書1ページ、第1条、歳入歳出予算から審査を進めてまいります。
32ページ、33ページは、事項別明細書です。
34ページ、歳入から進めてまいります。進め方は、款、項、目により進めてまいります。
1款町税、1項町民税、1目個人。
8番、南谷委員。

- 南谷委員 1款1項1目個人、それから委員長、2目法人もあわせてお尋ねしたいのですがよろしいでしょうか。

- 委員長（大野委員） はい。

- 南谷委員 ありがとうございます。
町民税は、昨年度と比較いたしまして、昨年度の当初予算対比でございますが、536万9,000円、両方合わせて、個人と法人合わせまして増額となっております。個人が400万円、そして法人のほうは136万9,000円となっておりますわけでございますが、この要因についてお尋ねをさせていただきます。
初めに、個人につきましては収納率が95%で同じでございます。調定額については、昨日の説明で、若干好調だというお話もありました。内容についてはわかりましたが、平成28年度の調定額は平成27年度を上回っていることから、上乘せをしているのかなと推測をさせていただきましたが、29年度に入って予断を許さないのではないかと考えられますが、この辺についての見解を求めます。
それから、滞納の分でございますが、個人は現年、滞納いずれも13%、1%ダウンとなっております。
この辺についての考え方、1%ダウンした原因について説明をしていただきたいと思います。
まずこの2点について。

- 委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） お答え申し上げます。

まず、全体的な個人の部分でのご説明になりますけれども、去年の当初予算と比べて、個人のほうでは400万円、法人のほうでは130万円ほどの増ということで、この内容につきましては、基本的には当初予算を編成する上では、その前年度の状況を加味した中で予算を出させていただきます。

なので、28年度の当初については、27年度の実績をもとに推計をして、28年度予算を組むということになります。

今回の場合は、28年度の実績調定額を大体加味しまして、29年度の予算を作成するという手順になりますけれども、そういった中で昨日も補正予算の委員会の中で申しあげましたけれども、全体的には順調な伸びを示しているというところもございましてけれども、実際的にはこれがそっくりそのまま29年度も移行するとは思えませんので、そういったことも加味しながら、伸びる部分はあらかじめ見させていただきますけれども、ある程度は厳しく見るところもあるということなので、実際的にはこの程度の予算になっているという状況になります。

いずれにしても、予算を見る段階で町税のほうを過度に見ては、これからの財政運営に支障を来しますので、ある程度、これくらいは大丈夫だろうという想定のもとで予算を計上させていただいております。

そういった中で、今回増になっているわけでございますけれども、そういったことも踏まえてということになります。

滞納繰越分の徴収率の分ですけれども、1%減ということで、これは今年度の状況を加味した中で、先ほどの当初予算の説明と同じように、27年度の状態を踏まえて28年度をつくって、28年度の状態を踏まえて29年度の予算となりますので、その段階で、この滞納繰越分の徴収の実績見込み、この部分が27年度と28年度ではその分、若干下降しているというか、収納率が下がっているというよりは、個々に滞納繰越分に該当する方々と日々、折衝させていただいておりますけれども、その日々の折衝の中で徴収の部分がスムーズに行く方とそうでない方ということもおりますので、そういったことも踏まえて、収納率のほうは見させていただいているということなので、1%減ということですが、大体同じような推移で来ていますので、そこをちょっとみさせていただいて、今回はちょっとかたく見させていただいているというような状況になってございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 収納率は実際、決算時期になるともうちょっと上がりますよね。ですからそれでクリアするのかなと僕も推測するのですが、経済の状況というのはなかなかつかみきれないものがあります。

しっかり、今まで以上に徴収に努力をしていただきたいと思います。

その上でお尋ねをさせていただくのですが、法人のほうでございます。収納率が98%と同率なのです。この積算に当たっての法人のほうの考え方につきまして、概略でいいですから説明を求めます。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 法人のほうでございます。

法人につきましては、基本的には収納率98%ということで、これもちょっとかたく見させてはいただいておりますが、基本的には法人のほうはほぼ順調に入ってきておりますので、こういった見方を例年させていただいているということもございます。

あとは、こういった法人の動きの中で、調定額自体のほうが変動する部分もございまして、そういったことも総体的な関係の中で、今回は98%ということで、これはずっと例年なのですけれども、その中で見させていただいて対応していくと考えております。

●委員長（大野委員） ほか、この目ありますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

2目法人。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項、1目固定資産税。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目固有資産等所在市町村交付金。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項、1目軽自動車税。

（な し）

●委員長（大野委員） 4項、1目たばこ税。

（な し）

●委員長（大野委員） 5項、1目特別土地保有税。

（な し）

- 委員長（大野委員） 6項、1目都市計画税。
(なし)
- 委員長（大野委員） 2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税。
ごさいませんか。
(なし)
- 委員長（大野委員） 2項、1目自動車重量譲与税。
(なし)
- 委員長（大野委員） 3款、1項、1目利子割交付金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 4款、1項、1目配当割交付金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 5款、1項、1目株式等譲渡所得割交付金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 6款、1項、1目地方消費税交付金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 7款、1項、1目ゴルフ場利用税交付金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 8款、1項、1目自動車取得税交付金。
ごさいませんか。
(なし)
- 委員長（大野委員） 9款、1項、1目国有提供施設等所在市町村交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 10款、1項、1目地方特例交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 11款、1項、1目地方交付税。
12番、佐々木亮子委員。

- 佐々木亮子委員 地方交付税のところでお伺いをいたします。

昨年もお聞きしたのですけれども、ちょっとまだよくわからないということだったのですが、地方交付税の算定に基準財政需要額に反映されるトップランナー方式というのが27年度から導入されましたね。

それで、直接的に新年度予算の中に反映というか影響というのは出ているのか。まずお聞きいたします。

- 委員長（大野委員） 税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） お答え申し上げます。

昨年の交付税のときのトップランナーの部分はまだ不透明ですよということでお答え申し上げましたけれども、今回28年度の算定事務をやった上で、そこで影響額というものが出てきまして、試算需要額ベースで申し上げますけれども、今現在、28年度の影響額は700万円程度の需要額として、要はマイナスになっているということでございます。

これが28年度ですけれども、今度29年度、今年度に行く場合は、この額が全ていくのではなくて、そのうちの何科目かが継続して5年であったり、3年であったりというふうに順序立てていかれるものもありますので、その分はその分でまた再度計算しながらいきますけれども、700万円よりも圧縮されるのは間違いない状況なのですけれども、またそれについてはまだ算定事務をやらないと、細かいところは出てきませんので、今のところはちょっと、29年度の額はわかりませんが、去年700万円ですのでそこからさらに圧縮されたものとは押さえております。

- 委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

- 佐々木亮子委員 それで、幾つかの対象となる業務があるわけですが、現在、当町で対象となっている業務というのはこの中のどれでしょうか。

- 委員長（大野委員） 税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） トップランナー方式の部分で、28年度のほうで申し上げさせていただきますけれども、こちらで該当してくるのが学校用務員、こちらの事務について

て。それと道路維持補修関係。それと役場の庁舎管理関係。あとは情報システム整備関係。これらが対象となっております。このほかに体育施設の管理のほうも入っていませんけれども、基本的には施設管理をする上で直営管理から民間委託というのが基本になっておりますので、そこがトップランナーとして今回は反映されているというような状況になってございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 それで3年から5年かけてと先ほどおっしゃいましたけれども、29年度もそうですけれども、今後予定している業務と、対象とする業務というのは今考えていますか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今、これらが申し上げたトップランナー方式の部分ですけれども、基本的にはトップランナー方式のこの民間委託の部分は、先例的な自治体のものを参考としながらやりますよというのが基本なのですけれども、その中で我々厚岸町として導入できるものとそうでないものといろいろ、やはりその町々でやり方がありますので、そこは違うのかなとは思いますが、基本的にはこちらの管理業務が資本となりますので、そこは今の体制の中でそれが変わっていくということになれば民間委託ですとか、そういったものも可能な限りできるのであればそちらにシフトしていくというのが基本になると思いますけれども、今現在、この部分はほとんどが先ほど言った例えば体育施設とか、そういった部分については我々職員も追った中で、あとは一部を民間委託させながらとなりますので、そういった職員との状況ですとか、今後の部分を踏まえて、それは個々の問題として一つ一つ検討していかなくてはならないのかなとは考えておりますけれども、基本的には国がそういった方向で今、動いていますので、民間にできることは民間になっていただいて、直営でやらなくてはならないことは直営できちんと管理するというところでやっていきたいなと私どもは考えているということです。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 民間委託を進めるためのものと私は押さえているのですが、民間委託をしていいものも悪いものもあるという両方の面があると思うのですが、やはり民間委託ということになるといろいろな問題も出てくるということで、慎重に一つ一つ検討ということでしたけれども、慎重に検討していただきたいと思いがいかでしょうか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 基本的には、交付税がこうなっているからこうしなきゃなら

ないというというのは一切考えてございません。

基本的には、やはり町民サービスが低下してはなりませんので、そこは基本となるところは押さえておいた中で、そこはやれることとやれないことがあると思いますので、それは一つ一つの中で検討していくということで、基本的にはサービスの低下を招かないようにやっていくというのが必要ではないかと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 単純なことからお聞きしますけれども、今年は昨年比べて約3,000万円、当初の地方交付税の収入の見積もりと言っているのかな、それを減らしているのですね。

去年は逆に、3,530万円くらい増やしているのですよね。その前の年より。

これは何か地方交付税を取り巻く状況が変わってきたのでこうなったのか。それとも、単なると言っては悪いのだけれども、いわゆる予算編成のためのテクニックとして、これだけ入るだろうと思っても、満額当初から載せておいて、穴が開いたら大変ですからね、絞っていると思うのですけれども、そういうためだけのものなのか。そのあたりをちょっと説明していただきたい。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） お答え申し上げます。

交付税の見方の部分ですけれども、基本的に委員がおっしゃいましたとおり27から28に行ったときの、まず基本的には交付税の交付額、決定額ですね。こちらを踏まえた中で予算を組んでいきますけれども、そのときに28年当時、予算編成をしたときの見方としては、その前の年よりも交付基準額のほうが予定を、我々の想定を上回る交付があったということで、これはいい方向で来たということがあって、それがベースになっていきますので、それと今回、予算計上させていただいたのは、そういったことを踏まえた去年の交付額を見た中でやってはいきますけれども、ただ去年の中では申し上げましたとおり国勢調査の人口が反映されるということで、交付税は多分厳しいだろうという見方はしておりましたけれども、結果的に地財の伸び率が0.3%減にとどまったということもあって、そこは総体的な交付税の額はとりあえず確保されたということがあっての話になります。

今回の見方とすれば、地財の伸び率はマイナス2.2%ということですが、それを踏まえて私どもで国からいただく情報をもとに、交付税の算定を仮試算をした段階で、その額が今年度は見込みとして今現在、35億8,000万円程度ということを見込んでおりますので、そことのバランスを見ながら当初予算を組まさせていただいたということですので、決して財政上のテクニックを使ってどうのこうのとかではなくて、基本的には交付決定額がある程度積み重なってきますので、そこと地財の伸びとか、そういったものを全部ひっくるめて予算の中で調整させていただきながら当初は組んでいるということでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 いわゆる実績やらこれからの動きやら、そういうものを入れて、この程度に見ておかないとということなわけですね。

それが結果において、昨年よりも約3,000万円、その前の年はプラス3,000万円、今回はマイナス3,000万円ということになるということは、地方交付税を取り巻く状況も決して甘いものではないと考えなければならないということなのですね。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 委員おっしゃるとおりで、実はその部分は非常に、去年の場合は地財の伸び率自体が0.3%ということで、ほぼそんなに下がらないだろうというような国の考え方だったのですけれども、今回の場合は2.2%の減ということで、これは全国的な話ですけれども、そういった中で今回、私どものほうで試算させていただいた交付税の額は、人口も減ってきております。去年の交付税の基礎となる国勢調査人口が減ったということ踏まえて、その中の総務大臣のほうは、それを数値急減補正と言いますが、その中で圧縮をかけて減らすことを圧縮したという表現をしております。

これが、今年度も順次行きますので、我々の見方とすれば人口減の部分がこれからさらに算定事務として減っていくという見方をもう既にしてしておりますので、そういったものも含めて減ということで、総体的には委員がおっしゃるとおり厳しい状況が続くであろうという想定の中で、今回予算措置しております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 非常に複雑な計算をして、計算式も難しいと思うのです。

それで、そんな細かな話をお聞きする気はないのですが、人口が減っていくと交付税はどんどん減るとのことよく言われますよね。よく聞くのは、大体人口1人に対して50万円くらいは変わるよというようなことを言うのですけれども、大ざっぱに言うとやはりそれくらい人が減っていくということは交付税には影響があると考えていいのですか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 交付税の1人当たりの交付額というのですか、需要額ベースで申し上げますけれども、そういった部分については実は、交付額の算定事務をする上で、今の算定項目、いろいろな項目があるのですけれども、そのベースとなるものが人口に置き換わってきているものが多々あります。今まではそうではなかったものが、新たな費目として出てきたときに、人口が基礎となるということがございますので、そういった意味を含めると、以前は昔の状況からすると大体20万円とか20万円ちょっとというような言われ方をしてはあったのですけれども、それが先ほど申し上げた算定事務の根拠の部分のほうで変わってきたので、今現在はそれを上回って30万円まで

はいきませんが、それだけの額が影響してきているということで、今は去年の試算の段階ですけれども、需要額ベースで大体27万円程度かなということなので、そういった状況にはなっていると思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 50万円はいくらなんでも大げさすぎるということですね。わかりました。

それで、もう一つこの地方交付税の基礎知識的なことばかり聞いて悪いのですけれどもお聞きしたいのは、地方交付税というのは先ほどから担当課長のほうから言葉が出ている基準財政需要額の項目を全部足したのから、基準財政収入額でしたか。それを引くのですね。そして、その残り。基準財政需要額のほうが上回りますから。それに調整率を掛けて、そして配分額が決まると聞いています。

ところが、私どもそんなに詳しくは知りませんが、個々のいろいろな話がぽんぽんと出てくるときには、基準財政需要額の項目額しか聞こえてこないわけですよ。そうすると、基準財政需要額の項目では100万円つけましたよと言っても、今のような計算をしますから、実際には100万円が来ていないわけですね。

そこらが、地方交付税というのは項目が増えても来る総額が増えないというような話になるわけでしょう。

それで、大体厚岸町の場合、基準財政需要額の項目としてこれらを合算したものの、大ざっぱに言って今のような基本財政収入額を引いて、調整率を掛けてというような計算をすると、7割程度が来ているのではないかということはもう随分前に聞いた記憶があるのですが、現在もそのあたりをめぐらしておけばよろしいのでしょうか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 委員がおっしゃりますその割合ですか、そういったものについては基本的にはさほど変わりはないのかなと考えております。

基本的には、税収が伸びて来ればその分だけ収入額が伸びますので、その分が差引かれるというか、基礎となる額が変わりますので、そこは一概には言えないのですけれども、ただこれまでの税収の状況を加味したときに、厚岸町の税収というのがいい状況だと思えるのですけれども昔から大体10億円が大体維持されてきているということがございますので、基準財政収入額を考えたときにはその部分がさほど大きな変動はないような状況に来ておりますので、そういった見方ができるのかなということで、先ほど委員がおっしゃった7割程度ということになりますけれども、実際的には個々の部分でいきますと、もうちょっと今は下がってきているのかなという状況には押さえております。

●委員長（大野委員） この目、ほかございますか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ進みます。
次ページ。12款、1項、1目交通安全対策特別交付金。

（な し）

- 委員長（大野委員） 13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。
4番、石澤委員。

- 石澤委員 この中で、生きがい活動支援通所事業負担金というのは減っていると説明を受けたのですが、これは事業所が減ったのですか。それとも通所する人が減ったということなのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） この生きがい活動通所支援事業というのは、デイサービスセンターの奥のほうにある施設でやっておりますけれども、利用者が減ったという状況で、やるところが減ったということではございません。

- 委員長（大野委員） ほかがございますか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ進みます。
2目衛生費負担金。

（な し）

- 委員長（大野委員） 3目農林水産業費負担金。

（な し）

- 委員長（大野委員） 14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。

（な し）

- 委員長（大野委員） 2目民生使用料。

（な し）

- 委員長（大野委員） 3目衛生使用料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4目農林水産業使用料。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5目商工使用料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6目土木使用料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7目教育使用料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項手数料、1目総務手数料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目衛生手数料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4目農林水産業手数料。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6目土木手数料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7目教育手数料。

(な し)

●委員長（大野委員） 3項1目証紙収入。

（な し）

●委員長（大野委員） 15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目衛生費国庫負担金。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目民生費国庫補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 3目衛生費国庫補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 4目農林水産業費国庫補助金。

8番、南谷委員。

●南谷委員 15款2項4目、この中で4節ですか。防衛施設周辺整備事業補助金5億3,154万2,000円の計上でございますが、ここでお尋ねをさせていただきます。

いただいた資料の19ページにもこの内容について詳しく説明があるのですが、ここに記載があるのですが、19ページの上の欄、矢白別演習場周辺農業用施設整備事業、この事業の概要。それから、町営牧場の関係について、説明を求めるのですが、この補助金の計上をしている数字なのですが4億2,100万円なのですよね、矢白別のその畜産業の関係で。これは、浜中町に近いほうの関係だと思うのですが、この算出基礎の部分なのですが、事業費が4億2,158万6,000円の計上で、施工事業で6億3,230万8,000円になっているのですよ。それで、補助の基礎額が6億3,216万4,000円ということになっているのですが、ここに計上されているのは実際、事業費というのはどんなふうになっているのか、まずお尋ねをさせていただきます。ちょっと、この数字が、本当の事業費が幾らで、この6億円というのは何なのか。この辺も含め

て説明を求めます。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

ここの資料、19ページにもありますけれども、この搾乳牧場の建設につきましては、平成28年、それと平成29年、2カ年で整備を進めているものでございます。

これは、防衛省の補助事業を求めて整備を進めておるものでございますけれども、平成28年については、国において全体の2割、29年度において残りの8割という補助金の配分をいただいて、それに見合った形で浜中町農業協同組合が事業主体となって行っているものでございます。

浜中町農業協同組合のほうで行う平成29年度の全体事業としては、ここの資料にある施工事業とあります6億3,230万8,000円の事業費になります。

そのうち、防衛からの補助金、これが3分の2でございますので、4億2,144万2,000円、残りが農業協同組合。それと事務費という部分が一部入ってございますが、これは間接補助事業者として、厚岸町が防衛のほうに行って補助申請、あるいは実績報告を行うための旅費相当分でございます。

ですから、厚岸町のほうの予算としては、国の補助金が厚岸町の会計に入ってくるといってございまして、町の予算としては国からの歳入分、4億2,144万2,000円。それと歳出のほうでは、それにプラスして14万4,000円見ているというものでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 この6億円がちょっと理解できなかったものですから。わかりました。

その上でお尋ねをさせていただきます。その下の町営牧場の関係でございます。確か、説明のときに、搾乳、牧場の関係とラッピングマシーンで1億1,000万円という補助でございましてけれども、この事業費とこの内容についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 歳入のほうでいきますと、特定防衛施設周辺調整交付金、今度は交付金のほうになります。

この中で、町営牧場の、この資料でいきますと19ページ、資料二つ目になりますけれども、町営牧場の整備事業。これは、28年度でこの隔離牛舎の建設に伴って実施設計というのを行わせていただきました。その建設工事を平成29年度で行うと。

それと、隔離牛舎の前に、牛が運動する場所ということでパドックを整備しなければならない。このパドック整備については、平成30年度で実施予定となっておりますけれども、その実施に向けた実施設計を平成29年度に行いたい。この隔離牛舎の係る事業費全体として、1億1,379万8,000円。これに対する防衛の交付金、防交金を1億210万円見させていただいているというものでございます。

それと、もう一つは同じく調整交付金でございますけれども、町営牧場の管理用機械整備事業ということで、これは昨年もいろいろな高温多湿ということで、町営牧場の牧草、特に二番草でしたけれども、そちらのほうでかなり良質な牧草を確保できなかったと。その対策をどうするというところでいろいろと検討をした中で、平成29年度において、今町営牧場はほとんど二番草につきましては、ロールにして巻いて、そのまま山積みをして、それにブルーシートをかけるという方法を取ってございましたけれども、そういった良質な粗飼料を確保するという意味で、平成29年度においてラッピング、ビニールをこうぐるーっとロールに巻くための機械、これを2台増強させる。それと、そのロールを積むために、下にあるベールクラブというのがありますけれども、挟んで積み重ねると。移動させるとき、あるいは積み重ねる機械でございますけれども、そういった機械を整備するというところで、896万8,000円を要すると。

それに伴って、調整交付金を800万円見させていただいている。あわせて1億1,010万円というのがこの防交金の総体の額となっております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 2番目のほうについては、こういう事業で取り組むのだというのが、必要性というのはよく理解できたのですけれども、改めてお尋ねをさせていただきます。

今回、隔離牛舎、どうして今年やらなければならなかったのかなと、この要因についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） この隔離牛舎というのをどういうふうにするのかということになると。

（発言者あり）

隔離牛舎というのは、皆さんもご承知のとおり厚岸町内、大分鎮静化はしてきたのですけれどもBVDといって、牛の下痢粘膜症という病気がございます。これが、かなり町内、厚岸町だけではございませんけれども、牛の病気として広がったという状況にありました。

町営牧場というのは、町内の各農家皆さんから集まってくるのですね。そうすると、その集まった牛の中に、そういった牛がいれば町営牧場の中でそれが蔓延させるということになってしまうのですね。

ですから、農家さんからお預かりした牛を一旦、検査をするまでこの牛舎のほうで隔離をして、その間に検査して陰性と、その病気にかかっていないといったときに、従前からお預かりした牛と一緒に同居させて保育するというための施設ということで、これは年次的な計画を持って整備を進めてきておりましたので、その部分については28年、29年、30年にわたって3カ年の中で隔離牛舎全体の整備をしていこうというものでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 3カ年計画を見ると載っているのですが、それはそれで理解を私はさせてもらったのですが、なんせ本町の産業の一役を担っている酪農業でございます。町としての支援拠点、町営牧場の施設整備は私も大変大事なことだと理解をしております。

ですから、しっかり取り組んでいただきたいと思うわけですが、特に施設整備に当たりましては、何となく場当たりのような金目が来たからこれをやるよとか、そういう感じを受けないわけではないのですよ。去年の乾燥舎一つ取ってもね。金額に見合っ、前から予定しているというものの、施設整備、将来の本町の酪農業のあり方を見据えた中で3カ年立てているのしょうけれども、やはり大きな将来に向けての施設整備というものは私は必要ではないかなと、そういうものが私は感じられないのですよ。もう少し長期にわたった町営牧場の施設整備というものの展望というものが見えなものですから、これらについてしっかりこのどこから順番に改修していくとか、そういう大きなビジョンというものをやはりきちんと、酪農業も大きく変化してきている時代と思うのです。そういう意味では、一部一部ということではなくて、トータルであそこの施設をどうしていくのかというものを踏まえた中で、再構築、再検討が必要ではないのかなと思うのですが、これらについて私は考えていくべきではないのかと思います。町としてはその辺の考えについて、見解をお伺いしたい。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ご質問者が言われるような場当たりにこういう施設をやるということではなくて、担当課としても当面、どういった施設が必要かということと毎年、項目立てをしながら3カ年計画の中で調整をしていただいているというものでございます。

ただ、町営牧場自体、建設からかなりの年数が、供用を開始してからたっている部分があるわけでございますから、既存の施設の中でも老朽化が進んできている施設があります。

これは、農家の施設というか牛舎一つとっても、かなり1棟を整備するということになれば高額な金額がかかります。

今、質問者が言われたようなことは、私どもの課としても当然必要だと思っております。町営牧場の担当において、少なくとも10年を見越した中でどういった整備が、耐用年数等も考慮しながら更新が必要なのか。あるいは、農家さんの需要、要望に応えるためには、新たな施設整備として必要なものはどういうものがあるのかということも一旦洗い出した中で、長期計画的なものは整備が必要だということで、その作業については既にもう取りかかっております。ただ、その洗い出しをした中で、産業振興課として長期計画の素案をつくって、固めた上で次年度以降の3カ年の計画検討の中で調整をしていただくというような形に向けて、取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

6目土木費国庫補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 7目消防費国庫補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 8目教育費国庫補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項委託金、1目総務費委託金。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目民生費委託金。

（な し）

●委員長（大野委員） 4目土木費委託金。

（な し）

●委員長（大野委員） 16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目衛生費道負担金。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項道補助金、1目総務費道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目民生費道補助金。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目衛生費道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4目農林水産業費道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5目商工費道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7目消防費道補助金。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 8目教育費道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3項委託金、1目総務費委託金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目衛生費委託金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4目農林水産業費委託金。

(な し)

●委員長（大野委員） 5目商工費委託金。

（なし）

●委員長（大野委員） 6目土木費委託金。

（なし）

●委員長（大野委員） 17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

（なし）

●委員長（大野委員） 2目利子及び配当金。

（なし）

●委員長（大野委員） 2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

（なし）

●委員長（大野委員） 2目生産物売払収入。

6番、室崎委員。

●室崎委員 生産物売払収入のしいたけの部分での未収金の問題です。

何度も同じようなことを言うようで申しわけないのだけれども、この前の議会で町長の行政報告もありました。

それで、これについては二度とこういうことのないようにということで、いろいろと改革もしているということもおっしゃいました。

ただ、どうも町民にはそういう、きちんとこういうこと起きないように制度から考えていこうというような基本姿勢が伝わっていないのではないかという気がいたします。

今回の町長の行政報告を見ても、こういうような轍を踏まないようにどこがよくなかったのかというのをよく考えて、そしてそのようなことがない体制をつくるのだという話にはここには一言も出てこない。そういうつもりでこの文章を書いているのだろうと、こちらは理解するつもりであります。町民はそういうふうには見れない。何だ、役場の中ではもう終わった過去の事だということなのかという印象を与えてしまっている。これは大変残念であります。

そこでお聞きするのですが、いろいろな文章で、それはミスがあったりいろいろなことがあるわけですよ。だけれども、今回の状況を見ているとその範囲ではないのですね。行政執行方針、町長の。これも28年、27年、26年と過去のきのこ菌床センターに関する部分を読ませていただきましたが、ほとんど同じ文面。てにほはがちょっと変わってい

る程度と言えども多少言い過ぎですが、同じことしか書いていない。今年がらっと変わりましたけれどもね、文章が。

そうすると、去年の引き写しを続いて、執行方針を町長がここで述べている間に、裏では取り込み詐欺の片棒を担いだのかと町民に言われるようなことが行われていたという言い方をされても、これに対しては私は弁解ができない。議会も何をやっているのだ、面と向かって言われました。そうです。決算も認定しているし、予算も通しているわけです。知らなかったとは言えません。

また、こういう言い方もされました。厚岸でも監査委員制度をつくったらどうだ。わかって言っているわけです。強烈な嫌みですね。

これに対して、やはり事あるごとに町民に対して、こういう形で改革をして、今後はこのようなことを起こしたくても起きないような行政を行っているのだ、そのためにこの部分が弱点だったからそれを補強したのだ、ここは改革したのだということを町長を初め、その章に当たる人は町民に説明をしていかなければならないですね。伝えていなくてはならないです。

今、町の中でどういう声が出ているのか。こんな町に税金を払えるか、こういうところに結びついてしまうのです。これは、決していいことではありません。

そして、厚岸町の町長以下皆が放置しているわけではないのですよ。一生懸命それを改革しようとしているのだけれども、それが伝わっていないということが残念です。その点、いかがお考えですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） この部分につきましては、昨年12月の第4回定例会の中で、町長のほうから行政報告ということの中で、この再発防止に向けた取り組み、チェック機能をどう強化するのかというような具体的な内容についても説明をさせていただきました。

そして、このようなことが二度と引き起こらないように取り組んでいくと。この原因は、何度も言いますけれども菌床を渡す前に代金を受け取らなければならなかったということを行っていなかったということが、何よりも大きなポイントです。こういったチェック機能を強化するという中では、産業振興課だけではなくて他の課の職員にチェックをしていただく。きのこ菌床センターにある契約、あるいは支払い、台帳、そういったものを他の課の職員にチェックしていただいて、間違いなく出荷前に支払いを受けているのだねという確認を年に少なくとも1回は行っていただくという取り組みを今後行っていくということを昨年の12月に町長のほうから報告があったところでございます。

その取り組みというのは3月31日までの部分を、4月上旬にはそのチェックを行っていきたいと考えてございます。

そういった実務的な担当者の再発防止に向けたチェック機能も強化しながら、こういった過ちが二度と起きないように行うということを行行政報告でもさせていただきました。その内容というのは、やはり広報のほうで本当は詳しく書ければ一番いいのかもしれませんが、どうしてもその部分だけで大きく紙面を取ることが、全体として

調整がつかないものですから、限られた文面の中で町民の信頼を損ねたことを深く反省しながら、再発防止に向けたチェック機能の強化を図っていますという報告をさせていただいたところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 この件に関しては、今の問題が一つですね。前金でもらわなくてはいけないものをズルズルと後払いにして、しかも一銭も払わないところに15カ月もほいほい運んでいたということで皆怒っているわけですね。

それともう一つ。果たしてその業者は、厚岸の人だったと言えるのかという疑問が町の中に渦巻いているのです。工場は他町にあった。厚岸には何があった。会社の住所が登記簿に厚岸町内に記載されていただけではないのか。その実態は本当にあったのかと、これについては、私は議会で正しました。調査をしていないですね。文面を見ただけですね。このことについても、やはり厚岸の税金を使って、他町の人に便宜を図って、しかもまるで取り込み詐欺のような目があったのだと、こういう形になって町に流れているのです。

こういう点については、どのように今後、こんなことがあり得ないやり方をしようと考えていますか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 会社の部分という部分では、あそこは合同会社でございましたけれども、当然法務局のほうには登記というものも行われております。

私どもも、この部分については職権のほうで入手しながら会社の所在地というのも確認をさせていただきました。

ただ、実態はどうだったのかということで、その場所まで実際に行って、会社会的な事務的な行為も含めて行われているかというまでの調査はしておりません。

指摘のある部分については、そこまでしか行っておりませんから、それ以上のことは私どももお答えすることはできませんけれども、そういったことも含めて再発防止に向けて、そういった部分についても取り組んでいきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そういうことについても取り組んでいきたいという話は幾らでもできます。どうするのかということなのです。町民の信頼を取り戻すには、どうするのかという話がなかったら、申しわけありませんでした、そのようなことについては今後ないようにいたします、これでは今、町に渦巻いているこのやり場のない町民の怒り、これに応えることはできないのです。そのことを私は言っているのです。

法人に対しては実態調査をするのですか、このあとは。もしそういうのがあったときは。それとも、登記簿に厚岸町内に本店として書かれてさえいればいいのですか。登記

されている団体には、俗にペーパーカンパニーと言われるものだってありますよ。だから、法務局では何年かに一度、本来なすべき登記をしていないところに対しては通知を出して、そして期間内に登記しなかったら職権で抹消しますよ。それだけペーパーカンパニーは世の中にたくさんあるのですよ。

そういうものに対応して、どうするのだということを聞いているのです。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 現状、今は上尾幌に住所のある方だけということで、それについては菌床センターの職員はもう現地で張りついておりますから、その部分は確認できますが、法人に対する販売というのは、実は今回のこの件が初めてでございました。

そういった部分で、工場が隣町にあるという部分もありましたけれども、特に法人の部分につきましては、こういう町民からの信頼が損なわれることのないように、同様な法人客からのそういうものがあつた場合については、事実上現地確認をさせていただくということにしたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そのあたりの基準をきちんと決めるべきだと思います。

例えば、工場が厚岸町内になればだめなのか、他でもいいのか。個人だって同じ問題が出ますよ。住所として、住民票は厚岸にあるけれども、ほとんどこちらでは暮らしていない。そういう人が他町に工場を置いて、やることだって理屈としては考えられないわけではないのですよね。そういうようないろいろな実態が想定されると思うので、そういうものについてやはりきちんとした、こちらとしては基準を持つと。そして、こういう実態があるから認めたのだと、形式ではなく。それをやはり決めるべきだと思います。

そうでないと、また妙なことを考える人は大体こちらより頭がいいですから、いろいろなことを考えていろいろな手を使ってきます。それに乗せられてしまったのでは大変なことになりますからね。その点は、早急に取りかかっていたいただきたい。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今回の事案については、本当に行政の立場から申しわけないと、襟を正してさらにまた町民のために頑張っていかなければならない。これは私を含めて町職員、行政の遂行に当たっての姿勢が大事であります。

信無くば立たず、これは孔子の言葉であります。やはり町民との信頼関係なくして、行政は推進できません。そういう意味において、今度の事案については、本当に反省をしなければならない。しからば、反省をしてどうするのかということでもあります。

今、それぞれご質問がございました。今回の件につきましても住所は厚岸、生産地は

町外ということも事実であります。

そういう面について、今ご指摘を受けたいろいろな条件等々、改めて反省をしなければならぬ、そのように私も今、感じました。

さらにまた、生産者自体も、ただ生産をするというだけではなくて、行政と相携えて、やはり地域の振興が目的でございました。キノコ生産としての上尾幌の炭鉱閉山後の地域振興です。そういう意味において、今お願い致しておりますとおりに組織化をお願いしたいということで、菌床の価格も下げておるわけであります。

そういうことで、行政はそのように考えますし、生産者においても今回の議案についてのいろいろな課題もやはり考えながら、清算をお願いを申し上げていかなければならぬと考えておりますので、いろいろな今回の事案についての反省点を踏まえて、改善策を早急に考えていかなければならぬ、そういうふうと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 もう1点提言をさせていただきます。

それは、今回、代表監査委員が再任されました。町長はこの人をおいてないということでもって再任ということで推薦なさいました。議会においても私は彼が非常に優秀な能力を持っていると判断しておりますので、その提案に賛成いたしました。

ですから、厚岸町において監査委員お2人がいらっしゃいますが、この方たちの能力や資質が悪くて今回、監査制度が機能しなかったということではないと、そのように私は思っております。

それで、審議の中でも監査委員の答弁で、今は会計監査だけではなくて業務監査も入っていますから、監査委員の業務というのは非常に増えているわけですよ。そういう中で手が回りきらない、それで見落としが出たと、その非常に悪い形で今回の問題が出たのだという、早く言うと不可抗力であるという答弁がありました。

私は、さもありなんとそのように解釈いたしました。これからは業務量は減ることがないと思うのです。そうすると、監査制度の充実ということをややはり組織的、機構的に強化していかなくてはならないのではないかと、そのように思うのですがいかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 監査委員の役割、極めて重要になっております。今日の複雑多岐の行政の中では、監査委員は極めて責務が重くなっておるわけであります。

その中で、行政監査というものも当然あるわけでありまして、ただ監査委員は行政委員会としての独立機関であります。やはり、行政の行う行為に対してのチェック機関でもございます。そういう面において、今回の事案についても、監査委員もそれなりの監査をしたかと思っておりますが、結果的にはこういうことになってしまったということでございますので、監査委員の独立機関としての役割、十分に果たしていただくように心か

らお願いを申し上げたいと思うわけであります。

また、今回の代表監査の再任についても、やはり人格、執権、ともに立派な方であるという立場から提案をいたし、議会の議決をいただいたわけであります。どうか、そういう面も含めながら、お2人の監査委員については、これからの公正な監査業務が行われるように私からもお願いを申し上げたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員委員 いや、そういう話を聞いているのではないのです。それは前もって言ったように、町長の提案に私は大賛成をしたのですから。

そうではなくて、監査制度の強化というものが必要なのではないかとということです。監査委員の数を増やせないのだったら、監査事務局を強化するとかね。町によっては、監査事務局を非常に強化して、それによって監査委員の仕事の負担を減らしているところもあります、現実に。

ですから、そういう形で監査委員制度を強化しなければ、また何か起きたときに監査委員が汗を拭きながら、そこまで目が届きませんでしたという話になったのでは、これはかわいそうですよ。

そういう意味で、監査制度の強化ということを検討する必要があるのではないかとそのように思って提言しているわけです。

町長が、監査委員は独立しているのだから頑張ってくれ、それはそのとおりです。それは私も同じです。ただ、制度としての強化ということになると、町長は設置者としてやはり十分にそれに関与しなければならないと、そのように思いますので提言しているわけです。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 監査委員の強化について、地方自治法に規定をされている中の監査委員であります。

そういう面において、やはり今後とも法の規定に基づいて、しっかりと監査を公正にして執行をしていただきたい、そのように考えておりますので、強化、現在の監査制度の中での厚岸町における監査委員の強化についてどうするのか、これは定数も決まっております。そういう面において、いろいろなご指摘がございましたので、いろいろとまた検討をさせていただきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 これで最後にしますが、最後に町長は非常に自らを厳しく反省しているのだということをおっしゃいました。そうだと思うので、それがやはり町民に伝わるように、やはりいろいろな機会を見てお願いしたいということと、それからもう一つ、これは全職員に対する問題というか問題提起なのですが、私が議員になったとき、役場の書類を

何かのことで見せていただくことがありました。そのときに、書類の上に欄があって、たくさんの方が判を押しているのですね。民間ではあまりないことだと思います。それでちょっとびっくりしたのです。

そのときに、そんな感想をちょっと言ったら、当時のもうはるか私より年上の職員の方が教えてくれました。それは、役場というところは仕事をするとき全部、自分の金ではなくて人の金なんだと。人の金で仕事をしているのだ。だから、何か間違いがあったりしては困るのだと。それで、誰が何をやったかという跡を全部たどれるように、この上に判を押す欄があるのだよというのを教えてくれまして、ああなるほどだと納得したのです。

ひっくり返して言いますと、役場の職員の仕事というのは、人の金を使って仕事をしている。一つ間違ったら背任が横領が後ろから追いかけてくる。そういうものだという緊張感を持って、ものを進めていただきたいということです。

今回のこの事件について、一番私が強く感じるのは、そういう商に当たる人の緊張感が欠けていたのではないかと、そのように思いますので、これはあえて全職員に対しての苦言を呈しておきたいと、そのように思います。

こういうことがあってから大騒ぎするのでは大変ですから、そういうことを未然に防ぐための緊張感というのは必要であろうと、そのように思いまして、あえて憎まれ口を叩かせていただきます。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 町職員の件であります、町職員は町長の補助機関であります。

また、町民のために仕事をするのが町職員であります。

町職員になる場合、宣誓をいたします。極めて町職員としての姿勢を示す宣誓であります。

そういう中で、やはり公僕ということです。民間と違うのです。民間の職員と違う、今言われたとおりなのです。そういう姿勢を持ちながら、職務の遂行に当たっていただきたい、これは私が町長になってからもいろいろと直接職員にもお話をさせていただいております。

さらにはまた、研修という立場で私も講師になって、いろいろと職員の姿勢について、あり方について考案をいたしておるところでございます。

そういう意味において、職員の役割、姿勢、責任、極めて大きいものがあるわけがあります。そういう面において、ご指摘がありましたとおり、二度と起こさないと事件があるたびに言うわけではありますが、絶対にないように今後とも気をつけて行政を執行してまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 本定例会におきまして、しいたけの関係で一般質問、補正予算、新年度予算、3回目の質問をさせていただきます。

しいたけ菌床売払代金4,673万1,000円について、お伺いをさせていただきます。

昨年度、平成28年度の当初予算は5,876万8,000円で行いました。これに対しまして、ことしの計上は79.5%に抑えられております。新規就農を初め、しっかり地元業者の育成に取り組んでおられる、地元生産者の生産増を私は期待をしておったのですが、いざ予算書を見てみますと79.5%の計上となっております。この内容について、まずお伺いをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

平成28年度当初予算におきましては、これは菌床の個数、平成28年当初は一つ当たりの単価が132円84銭でして、29年度については減額を措置した中で111円24銭と見込んでおりますので、単価に差があります。ですから、個数で説明をさせていただきます。

個数で説明させていただきますと、平成28年度当初予算におきましては、地元生産者34万8,200個を見させていいただきました。

今回は、新年度においてはその個数29万6,900個ということで見させてもらっています。こうなると、5万菌床ほど少なくなるということになりますけれども、これにつきましても現在の生産者の方々に購入予定をお聞きをして、そして見積もりをしているところでございます。

その中では、実は1件ですけれども、ちょっと体をずっと患っている方がいたのですけれども、その方がとうとう、やはり新年度につきましては継続するのは困難になるというような見通しがあって、この部分を29年度の中では購入計画の中に入れてございません。そういったものがございます。

それと、各個々の精算予定ですから、人によっては増えたり減ったりしてございます。ただ、全体として収穫量自体を抑えようという形でのそういう試算はしていないようでございますが、これはどうしても年度のまたぎの部分で3月の末に納めたりするものもあります。あるいは、製造を2月に行っても、出荷が4月以降になるものもございます。そういった形で、年度によってこういったばらつきが出てくるという部分がございますのでご理解いただきたいと思います。

また、町外の部分では、これは種菌会社のほうでございまして、当初では2万3,200玉を見込んでございました。29年度の当初予算においては、12万3,200玉ということで見せていただいております。

ただ、この町外のこの会社につきましては、今オーダーをいただいているのは4月までの計画なのです。8月以降についての計画はまだいただいております。同じ形で8月以降も出荷というか購入をするという予定になれば、これからさらに20万菌床くらい増えるだろうというような見込みもできるわけでございますが、それについてはまだ不透明でございますので、そういった部分では当初予算の中では見ておりません。

あわせて全体でいきますと、昨年の当初予算では全体で37万1,400玉見ているということになります。

今年は、平成29年度はということになりますと、当初で42万100玉ということでござい

ますから、玉の個数からいけば平成28年度よりはふえているという状況でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 大体内容についてはわかりました。

残念ながら体調を崩されてという方もおられるし、新規就農にしてもすぐその方たちが携われるわけではないでしょうから、一変には伸びないのでしょうけれども、やはりしっかり少なくとも町としてのできるだけの支援をしているわけでございますから、少しでも生産につながるような町としても一層の努力をしていただきたい。

もう1点伺いをさせていただきます。

6番委員が質問しておられました。私も気になるのは、地元業者ではない種菌業者ですか。販売金額の半分くらいを占めているのですよね、実際。それも、総務産業常任委員会ここで販売する単価も減額して出していると、こういうことで、それがだめだということでは委員会で、やはりやむを得ないだろうという結論に至ったわけでございますが、ただ現実、地元業者以外との取引をしております。しているわけですよね、販売しているわけですから。これらについての、最低保全。普通は現金で取引をとということなのでしょうけれども、やはり常に私も現状、地元の生産者以外、厚岸町の住民以外の企業と取引をしているのですよ。こういう現実があります。

これらにつきましては、現状の法的な手続等は私はそのプロではございませんから、手落ちはないと思うのですけれども、やはり商取引な部分がありますから、再度確認をして、今年度以降につきましても改めて検証をしていく必要はあると思うのですがいかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 町外の部分でございますけれども、種菌と言って菌のもとですね、もとになるもの。これは、著作権というかそういった部分がありますので、そこから購入したものをほかの第三者のほうに引き渡すというのは、本来できないことになっているのです。今、うちはきのご菌床センターのほうで使う種菌を入れさせていただいていますけれども、そこに戻すことは、これは製造元ですから全然問題はないのです。

ただし、厚岸菌床センターでつくったものを、また違うところに、町内の生産者であっても本来はだめなのです。ただ、その種菌の会社と厚岸町において覚書を交わして、厚岸町内の生産者に限っては売ってもいいですよという契約をさせていただいた中で、今現在あるのです。

今、その種菌の会社はどこもそうなのですけれども、提携会社のほうに種菌を出して、そして菌床をつくらせたものを、今度はその種菌会社がマージンをかけて生産者が販売するという形をやっています。

ですから、そういうことになりますと、菌床を買って生産をするという方々は生産コストが高くなるのですよね。その部分を軽減させるという意味での菌床センターの役割

は大きいわけでございます。

一方、その菌床センターの経営からすれば、町内の生産者だけでそのセンターの能力を十分に活用して製造できれば、製造単価もコストも抑えられて、安価で出すことによってセンターもうまく成り立つのですけれども、そこまでの町内の生産者が育っていない、あるいは規模拡大がされていないという中では、そこだけでやってしまうとセンターの計上がやはり苦しくなってしまうということで、種菌製造元を通じてそちらのほうでも買っただけという現状があります。

ですから、質問委員が言われる部分を解決するためには、いかに地元の生産者を増やして、地元の方々に提供する菌床数を多くしていくか。こうしないと、今言われた部分は解消しないと思っております。

そういった中では、補正予算の中でもご説明させていただきましたけれども、上尾幌の振興策、あわせて生産が伸びるような取り組みをさまざまな部分で進めていきたいと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そういうことを聞いているのではないのですよね。今、やっている手続が間違いないのかどうなのか。そういうことが起きないために検証する作業をしたほうがいいのではないですか。必要がないならいいのです。そここのところの答弁は、全くずれているのですよね。かみ合っていないのですよ。今、言っている課長の答弁を聞いているのではないのです、僕は。

今、契約を結んでいると思うのです。実質、手法は別です。間違いの起きないように検証して、間違いなければそれはそれでいいのです。起きないようにしてもらうための努力というものをきちんとしてくださいと、こういう確認をしているのであって、どうですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 申しわけございませんでした。

実は、その収入未済が生じさせたということで、いろいろと対応もさせていただきましたけれども、そうしたときに前金で払っていただかなければならないということも、会社のほうにもいろいろとお伝えしたのです。

ですが、そういった部分では、やはり会社というのはそういった物が来る前に払うことは難しいということで、いろいろとやって、規則の中を改正してございます。規則で改正したときに、個人の場合には必ず前金になりますけれども、厚岸町に債務がある者については、その債務の中であればあとからでも支払いがいいような規則改正をしてございます。

実は、その町外会社というのは種菌、あるいは栄養体、おが粉、それから袋ということで、かなり厚岸町は原材料として購入してございます。ですから、その会社に払わなければならない部分というのはかなりあるのですね。その範囲内で販売しているとい

うことですから、万が一が生じた場合にはそれで相殺もできるということで、担保は取りながらこういった会計処理をしているということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そういうことを言っているのではないのです。手続上、問題のないようにしっかり検証しろということを行っているだけで、検証しますと言ったらそれでいいのです、僕は。その中身がどうだとかこうだとかというのは、さっきの6番さんのそういう質問があったわけだから、それに対して現存としてそういう会社と取引をしているから、そういう問題がないよ、固定しているからいいのですよと言えそれはそれですけども、少なくとも私は商取引の中で、そういう落ち度のないようにきちんとやってください、検証してくださいと、こういうことを言っているのです、それに対してどうなのですかと聞いているのです。いかがですか。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ご指摘のとおりでありまして、今回こういうような事案が生じたということも踏まえて、我々にとって、あるいは要するに歳入未済と、あるいはそういう不利益をこうむるような事態が再び惹起することのないように、その相手方の法人の状況等々を勘案して、今担当課長から答弁したような対応をさせていただいているという状況であります。

今後も行っていまいります。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

18款、1項寄附金、1目一般寄附金。

（な し）

●委員長（大野委員） 19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目減債基金繰入金。

（な し）

- 委員長（大野委員） 3目地域づくり推進基金繰入金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 4目まちおこし基金繰入金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 5目老人福祉基金繰入金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 6目環境保全基金繰入金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 10目ふるさと納税基金繰入金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 次ページ、20款、1項、1目繰越金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 2目加算金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 3目過料。
ごさいませんか。
(なし)
- 委員長（大野委員） 2項預金利子、1目町預金利子。
(なし)

- 委員長（大野委員） 3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。
4番、石澤委員。
- 石澤委員 すみません。このウタリと十勝と東北と全部合わせて聞きたいのですけれどもいいですか。
- 委員長（大野委員） はい。
- 石澤委員 この元利収入なのですけれども、同じような金額が挙がっているのですが、これはどういうふうな経過になっているのですか。
- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（阿部課長） ウタリ住宅改良貸付金元利収入、それから十勝沖地震の際の貸付金の元利収入、それから東北地方太平洋沖地震の元利収入ということで、その際に元利均等で貸付金の年度の収入額の設定をしております。
ただ、この予算に計上させていただいておりますのは、そのうちの毎年、貸付金の元利収入として年度の収入額というものはあるのですけれども、現実的にそのウタリの貸付金の収入につきましては滞っている状況が続いております。
今現在、その方たちと毎月収入をいただく約束などを取って対応をしておりますけれども、それを約束の状況を勘案してこの金額を、今年の収入見込み額を算定をして計上させていただいているという内容でございます。
- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。
- 石澤委員 金額が同じですよ、勘案してということで。同じなのですけれども、それはもとの部分が減っていったいないということになるのですか。
- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（阿部課長） その償還の期間というのが、それぞれの方で違いまして、そのうち29年度は幾らというのがあります。
そのうちの収入を、実際には昨年の収入額なんかも勘案して、約束の状況も勘案して、金額を計上させていただいております。
ただ、収入になったものは減っていきますけれども、追いついていない状況がウタリ、貸付金の状況については続いている状況でございます。
- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

- 石澤委員 これは、ウタリの問題は相当昔からなっていますよね。借りた本人よりも、その家族の方がずっと引きずっていつているのかなという気がするのですが、その辺、無理がかかっているのかなと、そんな気がするのですが、その辺はどうなのですか。

- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ウタリの貸付金については、6件の方に対して貸し付けをして、その収入をしておりますけれども、そのうち実際に当時、借りた方がお亡くなりになっている方も。すみません。5件の貸し付けをしておりますけれども、そのうち、当時借入れをされた方で亡くなっている方は3人いらっしゃりまして、その方たちの家族の方が返済をさせていただいておりますけれども、ただ、その中でもなかなか予定どおりの実際に年度の償還金額というのは毎年、決まっておりますけれども、それに、その5件とも追いついている状況ではありません。
ただ、それぞれの方と約束を取り付けをして、それに基づいて納入をいただいているという状況でございます。

- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

- 石澤委員 わかりました。
そしたら、いやでも大変な思いをして納めているのかなという気がします。減らすということはできないのでしょうか。そこを軽減するようなことは無理だということですよ、これは。
次に、十勝沖の問題なのですがそれはどうなのですか。

- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 十勝沖の部分につきましては、3件の方が今、残っております。
その中で、2件の方につきましては、遅れている部分もございまして約束を取り付けることができまして、支払いを続けていただいているという状況でございます。
1件の方については、今、厚岸町内にいないということで、町外にいるということで、そちらのほうに対応をしている状況なのですけれども、なかなか本人と接触ができていない状況でございます。それについても、引き続き対応を続けているという今、状況でございます。

- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

- 石澤委員 これ、十勝沖ですから12万円ですよ。3件ですから4万円くらいですか。

元々の金額はどのくらいだったのか、それ減ってこの金額になったのですか、十勝は。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その貸し付けの償還の最終年次というのは平成22年に、本来であれば終了する予定でございます。

ただ、なかなか償還が追いついてこないということで残っている部分、滞納になっておりまして、その滞納の分を分納の約束を取り付けさせていただいて、収入をしていただいているという状況でございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 この東北のこれは何年なのですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） これにつきましては、あと29年度で終了する予定であります。今、ここに計上している分が収入になりますと終了するという状況でございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 それならいい、29年度で終了できればいいと思いますけれども、上の二つの場合はやはり生活的にも大変な方たちなのかなとは思いますが、やはり一応、町民の大事な税金なので、少しずつでもいいですからお話をしながら一応、納めてもらうということが続けてください。

お願いします。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 税外担当のほうとも協議をさせていただきながら、その本人との接触というのを続けておりますので、引き続き本人とよく相談をしながら納入をしていただくように進めていきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 多分、ちょっとした想像ですけれども、いろいろな意味で困っている可能性もありますので、その辺も含めて納税、徴収する場合も含めて相談に乗りながらやっていただきたいなと思っておりますがいいでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） それぞれ厳しい状況ではあります。
ただ、その中で納入いただける金額を分納誓約という形で誓約いただいておりますので、その履行をきちんとしていただくようお願いをしていきたいと思っております。

- 委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 進みます。
6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7目東北地方太平洋沖地震災害援護資金貸付金収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4項受託事業収入、3目衛生費受託事業収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5目土木費受託事業収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6項雑入、1目滞納処分費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目過年度収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目雑入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 54ページ、22款、1項町債、4目農林水産業債。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6目土木債。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7目消防債。

(な し)

- 委員長（大野委員） 10目臨時財政対策債。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で歳入を終わります。

次に歳出に入るわけなのですけれども、切れがいいので昼食のため休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

午前11時51分休憩

午後01時00分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。

次に、歳出に入ります。

56ページからです。

1款、1項、1目議会費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目簡易郵便局費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 68ページ、3目職員厚生費。

(な し)

●委員長（大野委員） 4日情報化推進費。

3番、堀委員。

●堀委員 ここで、75ページの厚岸情報ネットワークについてお伺いしたいと思います。共聴巻き取り事業なのですけれども、昨年の3カ年などには確か、29年度からの実施ということで、巻き取り事業が載っていたかなと思うのですけれども、その後10番委員もこの巻き取り事業で質問などもされていたのですけれども、どうもその今年度は巻き取り事業が行われないような予算となっているのですけれども、まずこの辺の経過についてどうなっているのか教えていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 厚岸情報ネットワーク、共聴巻き取り事業でございますけれども、第8次の実施計画をごらんいただいた上でも、29年度からの事業開始ということで第7次については掲載をさせていただきました。

1年、30年度からということで、今回の第8次でずらしたわけですけれども、これは29年度から事業を実施すべく、28年度当初から関係する共聴組合の皆さんを集めて、またはその会議等々で要請があった場合に、こちらのほうから出向いた中で説明をさせていただいております。

その説明の内容というものにつきましては、昨年の議会の一般質問でもお答えをさせていただきましたけれども、そのV-ONUという機器、これはテレビの受信の機器になりますけれども、この分については、それぞれの個人の中で御負担をいただきたいと。その配線の部分については、厚岸町の負担の中で行わせていただきたいということで、数度にわたって共聴組合の皆様に御説明をさせていただきました。

ただ、なかなか当初、この厚岸情報ネットワークを整備した際、これら共聴組合に入っていない部分で、方々等を含めて、厚岸町の負担の中で整備を行ったと。その負担をしなかった中で整備を行った。今回については、その機器の部分であったとしても、負担をいただくというところで、なかなかその共聴組合の皆さんから御理解をいただけなかったということでもあります。

29年度からの事業実施に当たって、今の状況では29年度からの事業実施は難しいだろうという判断のもと、30年度から、まずは1年間ずらさせていただいて30年度から実施をすべく、29年度、できれば早いうちにこれら共聴組合の皆様に御理解をいただいて実施をしたいということでもありますけれども、幾つか整備を計画している共聴組合はありますけれども、既に御理解をいただいているところも中にはございます。ただ、その回収が、要はNHKの共聴の回収が迫っているところの共聴組合の御理解をいただけないということだったものですから、今回、1年先延ばしにさせていただいて御理解いただけるよう、さらに話し合いを持っていきたいということもございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そうすると、なかなか幾つかある共聴利用組合の中の幾つかが、なかなか納得ができないということなのですけれども、ただ、当然厚岸情報ネットワーク、当時やったときは確かに町民負担というものはない中でやられたのですけれども、その後、例えば新築であるとか移築であるとかといった場合には、当然、その人たちからは料金というのをいただいているのですよね。

ですから、その当時がどうだったと言っても、今現在では既に新築、移築の人たちから料金を取っている以上は、なかなか今度はそちらとの整合性もつかないと思うものですから、全額負担がないようなものというものは難しいと私も思います。

多くの共聴利用組合の中では、そういうことも踏まえて御承知いただけているのだと思うのですけれども、例えばその承知している共聴利用組合を先に、29年度からやるということはできなかったものなのか。これについてはどうなのでしょう。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 委員おっしゃるとおり、この厚岸情報ネットワーク整備以降、23年度以降、28年度までに約100件強の方が新築であったりだとか、未整備であったなどという理由で、ほとんどが新築工事ということでの新たな設置というところで御負担をいただいております。

ですから、この方々に御負担をいただいた以上、やはり町としては、私どもとしても御負担をいただく中で整備を図っていきたいということで、早急にまた共聴組合の皆さんに御理解をいただくよう説明をさせていただくということで考えておりますけれども、もし、例えば今、整備の優先順位の中で整備を考えているところに御理解をいただけない場合については、そういった他の共聴組合との中でやりくりが必要になってくるのかなと思っております。

29年度、その中で行えなかったのかということでもありますけれども、まずはその整備の年度が迫っているところからという中で、それを優先する中で町としては整備をしていきたいという考えがあったものですから、まずは1年先送りした中で整備を行っていききたいという考えは、今のところ変わっておりませんが、今委員が言われたとおり順番が今後、変更をしなければならないということになるかもしれないということであるかと思っております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 V-ONUという機器の部分だけが個人負担だよといった中では、一般に新築などにかかる個人負担よりも恐らく安い金額というもののの中で、この事業というのは組まれているのかなと思うのですよね。

そういった中では、何とか納得のいっていない共聴組合へも今回を逃すとというものだやはり思うのですよ。そういった中では、何とか理解を得るような努力というものをさせていただきたいと思っております。

また、今回この1年間延びるということで、その共聴組合の中の人の中では、町のほうでやらなくなったというような不安というものが持っている人たちもいるのですよ。

やはり、しっかりとその地域の共聴組合のほうにも説明をしていただきたいと、こういって1年延びるのだ、またそのあとの年次計画というものをしっかりと示した中で、着実に31年までに事業計画に載っているところはやっていくのだというものを、しっかりと示して町民のほうにも安心を与えていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょう。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 実は、先日も今計画に載っていないところの共聴組合の代表の方からも、どうなっているのだろうか。また、できればその代表の方の地区もこの事業の中で行っていただきたいと要望もいただいております。

町としては、30年度からの実施に向けて、さらに御理解いただけるよう協議を持っていきたいと思いますけれども、まずは事業実施に向けて説得を続けていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

10番、杉田委員。

●杉田委員 今の質問に対して確認させていただきたいのですけれども、共聴組合の中でご理解いただいているところと、されてないところをちょっと教えていただけますか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今あえてその部分については、はっきりとした形での御答弁を避けさせていただきました。

今後、御理解いただけるよう説得を続けていくということで、そこは申しわけないのですけれども、それぞれの都合もございますので差し控えさせていただきたいと思いません。

●委員長（大野委員） 10番、杉田委員。

●杉田委員 先ほどの答弁の中で、大半が御理解いただいているようにお答えされたように私は思えたのですけれども、どのように、割合で結構です。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 御理解をいただいているところもあるということで、大半がということはお答えしたつもりはないのですけれども、御理解をいただいているとこ

ろもありますし、御理解をまだいただいていないところもあるということでございます。

●委員長（大野委員） 10番、杉田委員。

●杉田委員 私の推測ですけれども、大半が御理解されていないと私は思います。

なぜかというところなのですけれども、そもそもの当初のこのネットワークを整備したときの段階が、国の施策から始まってきたものだとは私は理解しているのですけれども、当初、無料でその共聴組合に入っていない方のところに無料で整備されたのですよね。であれば、その当時、共聴組合を解体させて、全町民に対して整備されますよという仕方ができたのではないかと私は思っているのです。難聴地域に対してだけですよという国の制度だったと思うのですけれども、それであるならば、自ら自主的、自助的に地域の自分たちの取り組みとして共聴組合を組まれていた方が、ちょっと表現は悪いのですけれどもばかを見た感じだと思うのですよね。

共聴組合に入っていないで、難聴地域であった方々が、何もしなかった方々が無料でできたということなのですよ。と、私は理解しているのですけれども、その思いだけは伝えさせていただきたいと思います。

現状、国、今のNHKさんの巻き取りの事業が進んできていて、時期が迫っているということも理解していますし、私個人的にはやむを得ないのかなという心情です。ただ、そういった思いが共聴組合で理解されてない組合の方には、それがあつということを理解いただいた上で事業を進めていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 杉田委員。質問内容をきちんと絞って、思いではなくて、きちんと質問に変えて質問していただきたいと思います。

●杉田委員 すみません。そういった思いがあります。

なので、その思いを組んでいただいた上で、承知理解した上で事業を進めていただきたい、いかがお考えと言いますか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 共聴組合の中には既に整備をしてしまったということもありました。

このような状況になったのは、その補助対象が共聴組合に加入をされている部分については補助対象にならないというところが一番の問題だったと思いますけれども、ただ厚岸町の当時の情勢を考えますと、状況を考えますと、この国がせつかく補助対象を拡充した中で、今厚岸町がこの事業に乗らなければ、今のこういったほとんどの皆さんが普通にテレビを見れている状況にはなっていないということを考えれば、そのときに厚岸町が事業に乗ったことは、私はこれは当然だったのだらうと思います。

ただ問題は、その共聴組合の部分だけが補助対象になっていなかったということなのだらうと思います。

ただ、先ほど3番委員にもお答えしましたけれども、既に事業以降100件以上の方から御負担をいただいているということを考えますと、今、厚岸町としてその部分について、厚岸町が全て負担するという事は今の状況としては困難であろうと考えています。

ただ、今後これから、各共聴組合とまた膝を突き合わせた中で話し合いを持っていかなければならないと思いますけれども、その辺の意も組みながら御理解いただけるように今後、協議を進めていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 77ページ、通知カード個人番号カード関連事務委託料なのですけれども、ちょっとこれが自分でどんな事業なのかなという事を調べても理解できなかったもので、これの具体的な事務内容と何のための目的で行うのかということについて説明をお願いしますか。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午後01時18分休憩

午後01時20分再開

●委員長（大野委員） 再開します。
総務課長。

●総務課長（會田課長） 大変申しわけありませんでした。

この個人番号カードはマイナンバーですね。これの事務全体を仕切っている総務省からの直轄の団体がございます。

この団体が、全て逆に総務省のほうから委託をされて行っている。それに対する委託料、これを全ての地方公共団体が支払うことになっておりまして、厚岸町が負担する29年度については111万4,000円ということになってございます。

全てのこのマイナンバーに関係する事務、関連する事務を取り扱っている団体に対する委託料ということで考えていただければと思います。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

5目交通安全防犯費。

4番、石澤委員。

●石澤委員 79ページの、この中に交通安全施設整備事業というものがあるのですけれども、ちょっと内容が聞くのを忘れてしまったのかもしれないので教えてください。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 私のほうから説明させていただきます。

この交通安全施設整備事業は、区画線等そういったものを整備するための事業費と。道路の区画線がありますよね。それを引いたりするための事業費となっています。すみません。白線です。申しわけございません。白線です。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 これは毎年載っていましたが、ここに。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 大変申しわけございません。

79ページ、交通安全施設整備事業、交通安全工事費250万円は町道の舗装との区画線の線引きの工事費で、毎年この予算ベースで継続的に実施させていただいている内容でございます。

●委員長（大野委員） よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 進みます。

次ページ、6目行政管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 7目文書広報費。

12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 広報あつけしのことでお伺いをしたいのですが、これ配付件数というのはまず何件配付されているのかというのは、その月によっても違いはあると思うのですけれども教えてください。

●委員長（大野委員） 休憩します。

午後01時24分休憩

午後01時25分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。
総務課長。
- 総務課長（會田課長） 今、配付件数ですけれども、自治会では3,498件。町内、自治会とは別に配付している部分が341件。町外が179件。合計で4,018件ということでございます。
- 委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。
- 佐々木亮子委員 4,018件ということで、1月31日では世帯が4,433件だったと思うのですけれども、この配付されていない世帯というのですか、ところというのはどういうところに配付がされていないのでしょうか。
- 委員長（大野委員） 総務課長。
- 総務課長（會田課長） 入っていないところを申し上げますと自治会未加入の方。この町内に配付している部分につきましては、本人の希望で配付をさせていただいている部分もありますので、配付というのは郵送になりますけれども。
未加入の方で、広報を購読したいという希望のない方ということで理解していただければと思います。
- 委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。
- 佐々木亮子委員 その未加入の方のことでお伺いをしたかったですけれども、自治会に未加入なので、うちには届かないので、毎回湖南出張所なりどこなりに取りに行っているのだよという、うちには配ってくれないのだよという声は実に出ているのです。
そういう、やはり声が届いていないけれども、実際には配付をしていただきたいという方もいると思うのですけれども、この自治会未加入の方にも広報あつけしですから、全部配付をするというような方法というのですか、ことにはならないのでしょうか。
- 委員長（大野委員） 総務課長。
- 総務課長（會田課長） 私どもとしては、全町民の皆さんに広報を購読していただきたいという思いはありますけれども、基本的には自治会への加入者、皆さんへのまず配付。それと、購読のご希望があれば役場のほうにお電話をいただいて、購読希望ということであっていただければ、こちらのほうから毎月送付をさせていただくことができますの

で、そういう方がいればこちらのほうに問い合わせただけだと思います。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。
8目財政管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 9目会計管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 84ページ、10目企画費。
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 11目財産管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 12目車両管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項徴税費、1目賦課納税費。

（な し）

●委員長（大野委員） 94ページ、3項、1目戸籍住民登録費。

（な し）

●委員長（大野委員） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

（な し）

●委員長（大野委員） 3目町長選挙費。

（な し）

●委員長（大野委員） 6目参議院議員選挙費。

（な し）

●委員長（大野委員） 8目海区漁業調整委員会委員選挙費。
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 5項統計調査費、1目統計調査総務費。

（な し）

●委員長（大野委員） 6項、1目監査委員費。

（な し）

●委員長（大野委員） 106ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。
4番、石澤委員。

●石澤委員 民生委員のことなのですが、民生委員の数はどういうふうに今なっているのでしょうか。全地域にちゃんと網羅しているのですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 民生委員、児童委員でございますけれども、厚岸町では33人の定員を持っておりまして、実は昨年12月に3年に1回の一斉改選だったので、3地区が委員を求めることができなくて、3地区で欠員になっております。

そのほかに、主任児童委員が湖南地区と湖北地区に1人ずつ、2人おります。ですので、合わせて35人の民生委員、児童委員、それと主任児童委員なのですが、3地区が欠員という状況になっております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 その3地区は全くいないということになるのでしょうか。それとも、1人はいるということなのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 民生委員、児童委員の選任に当たりましては、民生委員推薦会という町長から委嘱をされた委員会がございまして、そこで適任者を選考をしていただくという作業をしていただいております。

そこにかけるに当たりまして、その地区の自治会長さんですとか前任の民生委員さんですとか、そういった方からいろいろとお話を聞きながら適任者を求めているのですが、なかなかそういうお話の中で当たっても、ちょっと辞退させてほしいというようなことがありまして、その3地区は求めることができなかつた状況でございますので、引き続き、その3地区の選任については、地域の方と相談しながら求める作業を続けていきたいと思っております。

●石澤委員 全くいないのですか。

●委員長（大野委員） ちょっと答弁の漏れが。

●石澤委員 全くいないのですか。1人はいるのですか。

●堀委員 例えば兼務というか、ほかの地区の人がその地区の人を見るとか。

●保健福祉課長（阿部課長） 一応、担当地区というのは決めております。自治会単位ということにもなっておりませんし、ちょっと人数ですとかそういうのを勘案しながら担当地区を決めております。

その地域の中には3地区がないという状況になっておりますけれども、隣の地域の方に相談というのも当然できますし、そういう面ではいない地域の方には不便をかけないようにしておりますけれども、何とかやはり全地域に配置をしたいということで、去年の一斉改選後、引き続きいろいろな方に適任者をお話は聞きながら今進めているところでございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 ということは、厚岸町全体でそのいないところの部分も網羅して、今はいつているということなのですね。

民生委員の人たちの仕事って、今は高齢者の見守りとか、それから子供たちのというので、ある意味とても大変な仕事だと思うのですが、そういうのがあってなり手がいないということなのではないでしょうか。大変でなり手がいないのか、本当に地域的にいないのか、その辺はどうなのですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その地域の自治会長さんなり、前任の民生委員さんなりからお話を聞いている中では、あの人がいいのではないかというようなお話はいただいておりますけれども、実際に当たったときに、ちょっと今、いろいろな家庭の事情でできないというようなことなどで了解をいただけないというような状況が3地区ともありまして、同意がいただけなかったということでございますので、また新たにどなたか適任の方がいらっしゃれば何とか委嘱の進めていきたいということなのですけれども、なかなかその方が、同意をいただける方が見つけれないという状況でございます。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。

12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 委員長、大変申しわけございません。ちょっと見過ごしてやり過ぎてしまったのですが、許可いただけるでしょうか。

●委員長（大野委員） もう民生費に入っているのです、民生費の中にかかわるのでしたら認めたいと思いますけれども、無理でしょうか。

●佐々木亮子委員 かかわりません。ではいいです。

●委員長（大野委員） では、最後に総体的があるので、そのときをお願いいたします。ほか1目ございますか。

6番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと委員長に教えていただきたいのだけれども、包括ケアシステムに関してここでお聞きしてもよろしいでしょうか。皆入ってくるのですよね。そんなに時間は取りませんから。

●委員長（大野委員） ちょっと休憩します。

午後01時38分休憩

午後01時38分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

6番委員、老人福祉費のところをお願いいたします。

ほか、この目でありますか。

(な し)

●委員長（大野委員） なければ進みます。

2目心身障害者福祉費。

（な し）

●委員長（大野委員） 3目心身障害者特別対策費。

120ページまで、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 4目老人福祉費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 まず最初に、今委員長を指示を受けたところでお聞きしますが、包括ケアシステムというものが、介護保険の政策の中で国は各自治体のほうに出してきたのですが、この考え方は高齢者にだけ適用されればいいというものではありませんよね。

だから、障害者に対する部分でも同じようなことが必要であろうと、そのように思うのです。

それで、厚岸町も平成18年でしたか。包括支援センターという組織は立ち上げて、担当者も非常に努力なさって効果を挙げてきています。それは私も高く評価しています。

ただ、そのときに、その包括支援センターと両立して、この関連機関部署が皆集まって一同に会して、そしてそれぞれの担当している中の困難事例と言われる難しい問題です。それを持ち合って、お互いが知恵を出し合う。そこからまた、Aという部署とBという部署が協力することによって、この事案が解決できるというようなものが出てくると言われています。

この包括ケア会議というのかな、行政上の名前は。そういうその関連部署皆が集まって一つの問題について解決していこうという考え方ですよ。これは、障害者福祉でも同じことです。高齢者のときだけやって、あとはいいよというものではないわけですね。そんなこともあって総務費のほうで聞いたのですけれども。

これは、厚岸町ではどういうふうに進められておりますでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 実は、その包括ケア会議というのは課題として残っております。まだその設置には至っていない状況でございます。何とか新年度で、その体制を整えたいと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 包括支援センターができて約10年ですよ。道なお険しいということだと思

うのですが、今回、包括ケアシステムに関して原文は、広島県の尾道市御調町というところ。かつては、平成の大合併までは独立した御調町というところですが、この御調総合病院というのが実は、包括ケアシステムというのを日本で確立したところで、厚生省はそれを見習って包括ケアというのをやりなさいと全国に流したと言われているところですが、それをつぶさに見せてもらってきました。

そのときに、最後にいろいろなこととお聞きしました。ざっくばらんにやり取りをした中で、なかなか担当者は苦勞しているという話も出ました。厚岸町がですよ。そして、それに対して、大北と言ったかな、そこの副院長、実質的にキーマンですね。その方が言っていたのは、どこの町でも大きな壁が二つあるという話もしていました。

一つは医師の意識。もう一つはセクト主義。うちの課の問題ではない。それは福祉課何とか係がやればいいことだ。この二つでどこでもあえていっているのはわかっていますと。

だから、行政の内外を問わず、関係者が一同に会して、それぞれの困難事例や悩みをぶつけ合って、そして皆の知恵で一つを解決していくということをとにかく進めなさいと。その一同に会して話し合うことで、初めていろいろな知恵が出てくるからという助言を受けて来たわけです。

それで、厚岸町において、そのケア会議がどうなっているのかなということをお聞きした次第なのですけれども、早急にそれを進めていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） それぞれの専門職が集まったの担当者会議というようなのもって取り進めている部分はあるのですけれども、今おっしゃられたようなちょっと大きな部分でのものというのはやはり課題として持っておりまして、それについては何とか早目に設置をしたいということで進めていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。

ここに何項目かあるので続けさせていただきます。

125ページに高齢者等通院交通費助成というのが出ております。これは、町長の行政執行方針の中でもこれの説明が出ていたと思うのですが、昨年度から開始した車椅子利用者が町外に通院する場合における助成であると。具体的にどんなことをやっているのか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 高齢者等通院交通費助成ということで、昨年度から今おっしゃられたように町外に行く、車椅子等で行かなくてはならないという方に対する助成ということで、昨年からは進めさせていただいております。

これにつきましては、やはり車椅子ですとかストレッチャーですとか、そういったものでなければ町外、釧路の専門家にかかるですとかというときに、それに行くという場合に介護タクシー等で行くしか方法がないわけでございます。その方たちに、今、厚岸町ではその介護タクシーということで2事業所でもってやられておりますので、そういう資源がありますので、そういったものを使って行ったときに、ただ費用は高額になりますので、1回行ってくるとやはりその距離によりますけれども1万5,000円から2万円というような状況にもなってしまいますので、そういう部分で助成をさせていただくということで、その半額の助成ですけれども、そういう制度を昨年からつくらせていただきました。

それで、今年につきましては4月以降、町内で医療機関にかかるなどという方につきましても、今までは外出支援サービスでもって高齢者の方、それから障害者の方についてもそれぞれの制度でもって、社会福祉協議会に委託をして、その外出支援サービスでもって病院等に行っていたいております。

それについては無料で実施をしておりますけれども、その外出支援サービスでは釧路までということが、行くと町内利用の方が対応できないなどという問題が起きていて、やはり業者さんを活用をすべきだなということで以前から課題にしていたものでございます。

それで、昨年から町外を始めまして、今年では高齢者の方についてはその制度のほう移っていただくということで、今までは介護タクシーの事業所は2社でしたけれども、4月以降は3社になる予定でございます。それを活用していただくことによって、今までは外出支援サービスですと1台の利用ですので制限がいろいろとあって使えない場合もあったりというようなことがありますので、今度はその3事業所の中で使えるような形になりますので、そういう面での利便性は図れるという形でございます。

ただ、費用につきましては、町外の分と同じく半額程度のものを助成をさせていただくということで、有償にはなってしまいますけれども、そういったほうに移っていただくと考えております。

ただ、障害者の方につきましては、ほとんど毎日リハビリですとか病院に通うという状況がございますので、その方たちに毎日というような状況になりますと、かなり経費も費用もかさんで自己負担も大きくなるものですから、その方の部分につきましては外出支援サービスを残して、今までどおり社協のほうに委託をした中でやっていただこうと考えているものでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 大変丁寧に説明をいただいて、聞いているうちにちょっとわからなくなったところがあるので、こちらで理解した範囲で整理して言わせていただきますので、違ったら違うと言ってください。

町外に通院する車椅子利用者に対して、この高齢者等通院交通助成という制度を去年からつくった。それで今度は、町外に限るのではなくて、町内においてもこの通院支援サービスというものの枠を広げますと。ただそれは高齢者の人が使ってもらいますと、

そういう話だったと思うのです、今の。そして、その基準としては半額助成というのは同じですと。町外というと、大体通院というと釧路でしょう。それまで行くのに比べて、町内だと大分費用はかからないけれども、それも半額ですよと。

そうすると、そちらに移ってもらいますと言われた高齢者の通院の方は、町内でも今度は今までの外出支援サービスは使えなくなると、まずそういうことなのですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 高齢者の方、障害者の方はその障害者手帳を持っておられる方については残しますけれども、介護認定を受けている方、それからそれに準じるような高齢者の方につきましては、有償のほうになってしまいますけれども、こちらのほうに移っていただきたいということで進めて考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、外出支援サービスというのはいわば障害者専門になってくるということになるのではないかと思うのですね。

なぜそこまで制限をかけるのか。恐らく数が多くて回りきれないからということかもしれないのですが、そのあたりをまず説明してください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 介護タクシー事業者、そういう車椅子ですとか、そういった車を使ってそういう業務を営んでいる事業所が実際に町内にはございます。

一方で、その外出支援サービスということで、無償でもって利用をしていただいていると。それは高齢者の方も障害者の方についても、社会福祉協議会のほうに委託をして実施をしていただいておりますけれども、車は1台の車でもって実施しております。

そういう中で、当然1台の車ですので利用にどうしても制限が出てます。当然、釧路などには行ってきてしまいますと、ほかの方については対応できない状況が出てきてしまいますので、今は町内の利用しかできないというような状況になっております。

それと、そういう無償で利用されている方と、かたや実際にそういう営業としてそういうものを行っている利用者の方にとすると、やはり均衡が図れないと言いますか、そのかたや無料のかたやそういう営業の事業ということで進めているという部分では、そこに均衡性が欠けると部分もあって、以前からその辺の話は聞いているところでございます。

今回、その高齢者の方については、実際にその介護保険でもその病院までの部分では、100円の負担をしていただいている状況もありまして、そういう方法を今回、取らせていただいたということでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 何かちょっとよくわからないのですよね。

まず、現在その社協の車でやっている外出支援サービスというのは、とても1台では対応しきれないだけの人が次から次へと申し込んでいるのだと聞こえるのですよね、今の話を聞いていると。年間何人くらい申し込んでいて、そのうち実際に利用できる方はその何割で、それからそれを非常に混んだ状態にしている高齢者は何割だと、何人かというような形で言っていたかないと、今の話はまずわからないのですよね。いかがでしょう。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 外出支援サービスの利用者でございますけれども、登録されている方については高齢者の方では約50人くらいおります。その中で、実際に今、28年度使われている方というのが15人くらいでございます。

それと、障害のほうで利用されている方につきましては4人でございます。この障害の方につきましては、全員が使われているということで、その中でその障害の方ではほとんど毎日使われる方が2人いらっしゃいます。それから、高齢者の方でも、ほぼ毎日に近い形で使われている方が1人、そのほかに週2回程度使われている方も何人かいらっしゃるといことで、車の稼働についてはどうしても時間的には、病院などは集中する部分もありまして、新たに入れるというのが難しいような状況になっております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 今のお話を聞いていると、一つには外出支援の車が非常に混み合いますと。したがって、要するに障害者優先にしていきたいから高齢者の方はちょっとご遠慮くださいということになると。

もう一つは、その車は無料、業者のほうは有料。それでは商売の邪魔になると、そういうこともあるものだから高齢者を全部移したと聞こえるのですけれども、やはり半額助成で事足りりということになるのかどうか。その高齢者の中にだって毎日必要としている人もいるわけでしょう。わがままで毎日使っているわけではないのですよね。そういう人たちが皆有料のほうに、半額であろうと毎日乗ったら結構な額になるということは、今答弁している担当者も言っているわけだけれども、そういうものに対する手当というのが、この分考えようによっては希薄になるのではないかと思われるわけで、このあたりはやはり、もう少し検討をしてみ必要があるのではないかと、そういうふうに思いますけれどもいかがでしょう。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今まで無料だった方が負担になるという部分では、やはりきちんとした理解を得る必要があると考えております。

今現在、まだこれがこういう方向で今考えているのだというようなことで、利用されている方、1件1件についてお話をさせていただいている最中でございます。そういった中で、できるだけ理解を得る努力をしていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 どうかよろしくをお願いします。

徹して行政の方のご理解してくださいというのは、さよう心得よということになることがあるものですから、そのようにならないように一つよろしくをお願いします。

その上でまた別なことをお聞きしますが、129ページに老人福祉施設第三者評価委託料というのが出まして、これは指定管理者でもって心和園と、並びにその附帯する事業について、社協に指定管理者委託をしました。そのときに、いろいろな町民の中の声もあって、こういう第三者評価というものも入れて、事業のレベルを高めていこうということで始めたものだと。それをまた今年もやりますよということですのでよろしいのですね。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今、おっしゃいましたとおりでございます。3カ所3年に分けて実施を予定しております。平成27年にユニットの部分を実施をしまして、昨年の一般質問でちょっとお叱りを受けていた部分もございますけれども、何とか好評にもなりまして、今、デイサービスセンターの部分を実施をしております。平成29年度については、多床室の部分、50床側のほうの部分をやらせていただこうと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それで、出てきた第三者評価をいただきまして読ませていただきました。

その中で、冒頭に、ほとんど冒頭と言っていいところに厳しい指摘がありましたね。それは、その第三者評価をした範囲の中ででしょうけれども、従業員がこの施設あるいは団体の理念、あるいはマニュアル、あるいはその人権擁護意識、そういう基本となる部分、その理解が甚だ希薄であると、そういう書き方をしているのですよね。

思うに、調査員が入ってきて、無差別にそこで働いている人を捕まえて、この施設の理念は何ですかということを知ることではないかと思うのです。そのときに、まともに答えられなかった。そんなものは上の人に聞いてくださいということになったのではないかと、それが伺われるような報告書なのですよ。

それで私は、いろいろとあります。この点はAランクでした、この点はBランクでした。自分たちではAランクだと思っていたものがCランクでした、いろいろとあります、それはね。そういう個々の話をちょっと置いて、最も根幹はここかなと思ったのです。それは何かというと、この評価のやり方は非常にユニークなのです。まず、働いている人1人1人が、自分の持ち場を自分で評価する。自分の仕事を。そして、この点はい

いけれど、この点はよくないと思うという自己評価を出させるのですね。それが今度、チームでまた同じことをやって、それから施設で同じことをやって、それを評価機関に提出するのです。評価機関はそのあと、書類審査ももちろんあるのでしょうけれども現場に入って、今度は第三者の目で見えるわけです。そうすると、自己評価と第三者の評価はぴたっとなんか合うわけがないのです。それが非常に勉強になると、厚文でもって去年か一昨年か札幌に行ったときに、この評価を受けたところでその実体験を聞いてきましたけれども、そのときにそういう話を受けていました。

ところが、今回の昨年の第三者評価を初めて受けたときのやり方を聞いていると、施設としての自己評価は出しているのですけれども、その規定になる従業員1人1人の自己評価というようなことは全然やっていないのです。そうすると、悪くとれば偉い人たちがゴジョゴジョと集まって、第三者評価機関に自己評価なるものをこしらえて出ただけだったのではないか。これでは、高いお金をかけてせっかくやる、その第三者評価が非常に意味が希薄になってしまう。このあたりはきちんとやはり助言なり指導なりをしていただきたい。そして、今年はそんなことのないように実のある第三者評価ということにしていいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 結果の中でもやはり、自分たちの評価と、それから自分たちの評価はAで、実際の評価がCだというような部分があって、そこの部分につきましては、非常に自分の評価と違うというところが、ああいった部分ではきちんと出てまいります。

それで、そういうようなところも含めて、非常にこの取り組みというのは職員にも勉強になる部分だと考えておりますので、今おっしゃられたことを含めて、施設のほうとも相談をよくして進めていくようにしたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 時間をとって申しわけありません。もう1点あります。

その第三者評価のすぐ下に、補助金の話が出ている。社会福祉協議会（老人福祉施設）補助金として、1,166万2,000円というのが出ているのですが、これは議員協議会で資料が配られて簡単な説明を受けたのですが、いわゆるそこの指定管理者としての経営をやっているのだけれども、それが大変なので1,000万円ちょっと、これを補助してくれということだと受け取られるような話だと。

まあ何でそれだけ大変なのかという話になったときに、ちょうどこの指定管理移行期に発見されたというか表に出たのだけれども、払うべき人件費を払っていなかったと、厚岸町が。ということが出たわけです。その社会福祉協議会に年にこれだけかかるという算定の基準はもちろんその前に渡してありますから、受け取った社会福祉協議会としては人件費が思ったより、1割か2割か知りませんがかかることになってしまった。それで経営が大変なのだというお話でしたが、大体そういうようなことでよろしいのです

か。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 大枠としてはそういうような状況でございます。

ただ、実際にその社会福祉協議会のほうとしては、その26年から指定管理を受けて始めて進めておりますけれども、その申請の段階ではそういった部分については考慮されていなかったものが、26年に指定管理と同時にそのものが出てきて、町が支払いした分については、町が実施をしていた24年、25年分ということでございますので、26年以降については、その勤務形態などを実際に適切な対応をとって、そのかかる人件費の部分についての縮減は社協としても実際にやっておりますけれども、その中でも実際1年間に町が払った分、2年間で4,700万円、1年間にすると2,300万円以上の金額になりますけれども、それを適正な勤務形態を整理をしてやった上でも、社協としては1年間に1,200万円程度の費用の負担が増えてしまったというようなところから、厳しい状況が続いているということで今回の要望になったという状況でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 今の担当課のお話を聞くと、非常に理路整然としていてなるほどなと一応思うわけです。

ところが、解せないのはその不足分というのは指定管理業務を受けたときからそうだったのではないのでしょうか。それが29年度からですね、これは。になってから初めてこういうものが出てくるというところについての説明は今ないのですよ。

それで、そのいわゆるタイムスケジュールと言うのかな。時間の経過というものを入れて説明をしないと、今の話は理解できたことにならないのではないかと思うので、そのあたりを説明していただきたい。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 平成26年から、社会福祉協議会で給与の未払いの部分に関連して、その増えた人件費というのを算出しておりますけれども、これが平成26年度は1,246万、端数はちょっと切らせていただきますけれども、1,246万8,000円。それから27年度は1,273万2,000円。28年度が1,237万8,000円という状況でございます。

これが社協として増えた分として、毎年その分を支払いをしてきたという状況でございます。

それを今回、平成29年度の分を算定をして、1,166万2,000円ということで算定をして要望をしてきたものでございます。

そして、その26年から28年度の3カ年分、約3,700万円くらいになりますけれども、この分につきましては、社協がその今までの経営の中で何とか吸収をしてやってきたという状況でございます。

それにあわせて、社協の趣旨としましては、平成26年度につきましては、26年、27年、28年ということで移行補助金という補助金を社協のほうに補助しております。これにつきましては、今までの話の分とは全く別に、当初から町の職員の正職員が社協のほうに移るといふところでもって、その人件費分を補助するという決めで決まっております。これが、平成26年に2,000万円、それから27年に1,100万円、28年1,200万円ということで、そういう移行補助金を3年間に限ってということを出してきております。

それらの経費も補助も合わせて、その社協のほうでは実際の収支でいきますと、26年度については何とか1,200万円くらいの黒字ということで、その収益を出しておりますけれども、平成27年度につきましては280万円のマイナスという状況でございます。その補助も受けながら厳しい経営状況が続いているというところでございます。28年度についてはまだ出ておりませんので算定をしておりますけれども、そういうような状況の中で社協としてはやはり、当初26年に移ったときに4月5月6月、3カ月分の収入がないというようなところがずっと引きずっている状況でございます。その4月に働いた分というのは6月末にならないと出てこないというようなことで1カ月2,000万円ずつくらいの収入が後ろのほうにならないと出てこないというようなところから、そういう運転資金に非常に急遽苦慮しているような状況でございます。今回、このどうしても今まで3年間分は未払いに関係した給与の分というのは、その中で何とかやりくりしてきたのだけれども、来年以降については非常に厳しい状況があるということでの要請という状況でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 余りしつこくやりたくないのですけれども、今の話を聞いていると、甲乙丙丁ABC、皆ごっちゃになって話をしている。

まず、その一番最後に今担当課長がおっしゃった実際にやったものが2カ月あとにならないと出てこない、それで約何千万円だったかな。それは移行のときに、そのところは議会で議論になっていきますよ。そのときは、その分は町が面倒を見ますと言っていたのです。それが、いざふたをあけてみたら、社協の持っている福祉基金とかいう積立金でそれを賄うからいいのですということになった。そのときは議場でびっくりした声が出ましたよ。だから、そんなことは最初からわかっていることだ。

その次に、今度は移行補助金ですね。これについては、町職員だった方が、広い意味ですけれどもね、それが社協になることになっていろいろな差額が出るわけでしょう。そのところは手当しなくてはならないだろう、少なくとも3年間はがたと減ったりするようなことがないように、ボーナスだとかいろいろなものがあるでしょうから、そのところで移行補助金というものを支出して、その穴埋め、いわゆる町が面倒を見ますと言ったのですよね。

議員協議会の説明資料を見ますと、移行資金が切れますと、28年で終了しますと。そうすると経営が大変になるので補助してくださいという話になっていきますと読める説明なのです。そうすれば、そういうものに使うだけの余力のある金があるということは、移行補助金というのは本来の意味を超えた額だったのかと。だって移行することによっ

て、職員の方のいろいろな給与やそういうものを手当しなくてはならないから、その分は厚岸町が出しませうと言っていたわけでしょう。それがほかの目的に使えるのだったら、これは移行補助金というものは本来の使い方をされていなかったと、こういうふうには受け取れるのですよ

この2点いかがでしょう。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません。

その補助金の部分につきましては、補助金の色が無いものですから収入報酬、それと町からの補助金ということでプラスをさせていただいた上で、その人件費についてちょっと差し引きをさせていただいたというところがございますので、そういう意味合いで考えているものではございませんのでご理解いただきたいと思います。

それから、当初の収入がなかったという部分での話につきましても、実際に介護報酬が当初、計画をしたときから見ると稼働率が悪かったという部分もありますし、デイサービスの部分では介護報酬が下がったというような部分もございまして、介護報酬トータルとしての数字の中からの差し引きをさせていただいた上で、そういう収支を出すと赤になっている部分があるという話でございますので、それについては基本的には収支で、今現在の収支を見させていただいた上で結果としてそういうような状況になっているというようなこととお話をさせていただいておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 話にいろいろなオーバーだとか外套を着ているのですよね。

まず、職員移行補助金というのは必要経費なわけでしょう。だから、必要経費分が出ているのだから、必要経費に使われたらプラスマイナスゼロなのですよ。だから、それによって赤になったり青になったり黒になったりするものではないということですね。

それから、そのお金が入ってくるのにタイムラグがあると、2カ月ね。それについては、そういう基金で手当しましたということをはっきり言っているのだから、これだって2カ月たてばちゃんと入るわけで、最初の空白が埋まればそれでいけるわけですよ。そうすると、これもここで言う今、どうしても必要なのですという話とは別のものだと。それはお金に色はついていないから全部プールすれば、桶いっぱいになるかどうかは決まるでしょうけれども、その性質を見ていくというところらは違うのですよ。

そうすると結局、経営状況が悪くなったというだけではないですか。それならそういうふうには言ったらどうですか。

何かいろいろな話を出してきて、何となくああそうなのかと思わされるような説明というのは決して褒めたものではないですよ。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 実際には、おっしゃられるように今まで3年間は何とか経営努力の中で頑張ってきたけれども、この4年以降、やはり厳しくということでの要望でございますので、実際に端的におっしゃられたとおりの内容になります。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 その上で申し上げるのですけれども、ここから始めて本論です。

厚岸町は移行したときに、社協を指定管理者としたときの基礎算定が間違っていたわけでしょう、人件費の。払うべきものを払っていない状態で人件費計算をしていたわけですね。その資料を相手方に渡しているわけです。

そしたら、いやいやそこの部分は労働委員会か何かから指摘されて、そして是正したわけでしょう。是正するのにお金がかかりますよね。年に幾らだったか、ちょっと今あれなのですけれども、結構な額がかかりますよね。受け取ったほうは100万円で済むと、人件費は100万円で済むよというから100万円で予算をたてたのだが、実は150万円だったのだと言われたら、これは50万円完全に差額ですよ。そのときに、その分、やはり経費として、ちょうど移行のときにこう差額が出たのと同じような考えで、経営努力をしてうまくいってしようといまいと、町としてはその分見なければならなかったのではないですか。それがどうも話を聞いていると、移行資金を3年間出してあるからそれでうまくやってくださいと、そういうふうを考えていたように邪推されるのですよね。

基礎算定が違っていたなら、それは是正しなければならないでしょう。その点は何をやっていたのですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 社会福祉協議会のほうから、その指定管理者指定申請書とこのを受理したのが26年1月15日でございます。

そのときに、当然その人件費などの計算もした上で、その収支を考えてやれるということでの申請だったと思います。

その未払いの分の話は、その26年の4月以降、5月になってそういったお話が出てきたということで、その申請をいただいたときには当然、加味されていなかったという状況で、3月の末に協定を結んだというところでは、実際その分というのはその中には入っていないということでございます。

それがわかったあと、9月の議会で4,700万円の予算をそこで議決をいただいて、支払いになっていきますけれども、その前段社協のほうとそういう内容について協議はさせていただいた中で、何とか社協のほうもその協議をした上ではその中で何とかやっていただけるものということで、その段階で補助という話にはならなかったというような状況でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 どうもそのあたりがはっきりしないのですね。

そうすると4,700万円というのが、言わば未払い差額なのですね。その4,700万円については、社協はそんなものはいいいからと、ちゃんとやっつけていけるからと言ったのですか。今の話を聞いているとそういうふうに聞こえますよ。

そのあたり、きちんと双方でもって打ち合わせをしているのですかということなのです。そこはどうなっているのですか。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午後02時30分休憩

午後02時39分再開

●委員長（大野委員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 時間を取らせてしまって大変申しわけございません。

その未払いの分を補正予算をいただいて支払いしたのは、それぞれの職員に対して支払いをしております。

そういう関係から、それに当たっての社会福祉協議会のほうとの具体的な協議というのは、社協に対して支払いをするというようなものでもないものですから、直接協議をしたということにはなかったということでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 移行資金というのはまず掘みではないわけでしょう。だから、こんなところに移行資金のせいにするというのはおかしいです。

それから、そういう必要な経費というものが抜けていて経営を圧迫するということがわかれば、それを手当することはやらなければならないですよ。委託した側の責任として。それが抜けている。そういうことではないですか。

また、今度社協の立場のほうから見れば、契約でどれだけかかるかということの調査をするときに、それがわからなかったのかという論理もあると思います。それから、わかったときに、なぜすぐ町との折衝に入らなかったのかという問題もあるでしょう。今、社協の問題については、それは今ここで私は言いません。そういう考えも当然出てくると思います。

ただ、こういうやり方をしますと、社協さんは非常に迷惑をしているのです。それは、今町の中でどんな噂が出ていると思います。社協がいよいよ経営が大変になって町に泣きついたそう。その大きな要因の一つは、幹部の高額な給料にあるそう。こういう噂が町の中を走って歩いているのですよ。とんでもない誤解ですよ。でも、そう

いうことを言われてしまうのですよ。これはやはり、厚岸町のほうがきちんと手を打たなかったことも一因になると言われても仕方がないですよ。

そういう点でどうお考えですか。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 仮にそういう噂があったら、私のほうに届いていないものですから、ちょっと誤解があるのかなと思います。

今まで、担当課長がご説明させていただきましたけれども、指定管理者に指定をさせていただき段階で、町から出させていただいた給与費にかかわる数字、これに実際の支払わなければならない数字との乖離があったと。その乖離はどこにあったのかと言いますと、当時問題になりました夜間勤務手当でありますとか休日の代替の手当でありますとか、本来支払わなければならないものを出していなかったと、それが2年間分、約4,700万円と記憶しておりますけれども、そういうものがあつたと。それが、ご質問者が言われているとおり、その払わなければならないものの給与の支払いは、指定管理者に担っていただいた平成26年から実は発生をしているだろうというご指摘は全くそのとおりであります。

今回、社会福祉協議会と今までじゃあ1,200万円何某という当初予想されていなかった給与費の増額部分をどうされてきたのですかというお話をさせていただきました。これは担当者がお聞きしたという話でありますけれども、あの当時収支の計画書も出させていただいて、一定の条件を満たせば数百万円ないし数千万円の黒になっていくだろうという計算をお示しをさせていただいて、議会の同意もいただいたわけでありますけれども、そういう経営努力の中でやりくりができたというお話でございました。

新年度は、どうもそうやって頑張ってきたけれども、夜間勤務手当、深夜割増、それから時間外の勤務、それから休日の振替の部分、それらを全部合わせますと1,180数万円、これがどうしても町から補助をいただかなければやりくりができないというお話があつたものですから、平成29年度の予算で措置をさせていただいたという内容でございましてご理解をいただきたいと思ひます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。理解できました。

それで、町の中に流れている幹部の給料云々の話はちょっとこっちへ置いて、経営努力を一生懸命やるということが下手をすると現場の人たちの給与を絞り上げるということにつながる場合もあるわけですね。特に、この仕事の業界と言うのかな、そういうところは給与が低い、仕事がきつい、それでなかなかいつかないということが言われておりますだけに、そのあたりはやはり町としても十分意を払っていただきたいと。

これは、この補助がどうのこうのという問題とはまた別の要素ですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 委員おっしゃるとおり、介護に携わる職員、相当ハードな作業をさせていただいているということでもあります。

そういう方たちに対する給与の保障。それから、休暇代替に伴う職員の増強。これらも含めて、相手方にきちんとした対応をしていただくように町のほうからもお願いをしてまいりたいとそのように考えます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 私もこの老人福祉施設施設補助金1,166万2,000円で質問をさせていただきます。資料のほうはありがとうございました。いろいろと見させていただいたのですが、先ほど6番委員がいろいろと質問をされて、大体の経緯、経過というものはわかったのですが、26年1定のときに、要するに今まで心和園、そしてデイサービスセンターの管理費6,000万円かかっていたのだと。それがゼロ円で指定管理ができるのだよ、だから、そういう財政的なメリットもあるから指定管理をするのだ。大見えを切って言われました。

それが、実際には、実際契約期間はあと今年29年と30年、2年ですから、じゃことし1,166万2,000円。そしてまた来年も大体変わらなければこのくらいの金額を請求されるのだとしたら、2,300万円かかるのだということですよ。前提条件がまるっきり違うのですよ。ゼロ円でやってもらえるのだよと言ったものが2,300万円、もし次、更新というものが同じところでやって、やはり同じ金額が必要だと言われて出さなければならないといったときには、つまり6,000万円のものが1,200万円相当くらいは毎年かかるのだよと。まるっきり本当に町民に対して説明していたものが変わる。ただ、その理由としてはわかりました。この24年、25年の未払い分というものがあるといった中では。

ただ、それにしてもあのかただけ大見えを切って、議会の中でも喧々諤々というところと反対意見等も出た中で、採決した中で結果的に可決になってといった前提条件が大きく変わってしまう。これはやはり再度、町民に対してきちんとした説明というものをさせていただかなければならないと私は思うのです。

そういった中で、29年度の1,166万2,000円なのですが、先ほど6番委員が質問されて、大体その中身としては了承したのですが、ただ、当然厚岸町が26年の移行前の算定基礎資料というものを出示しましたよと。そして受託者側が当然、それを算定基礎資料をもらって、自分たちで経営判断をしますよね。といったときに、じゃどんな経営判断、計算をしたのだということになりますよね。

そんな労務管理、賃金管理もできないようなところなのかと思われまいます。そんなところにこれだけの重要な施設を委託しておくことが大丈夫なのかという大きな不安にはなりません。

そうは言っても、今現在も受けているわけなのですから、それを今すぐどうのこうのとはならないと思うので、また2年後のときには管理委託者の選定といった中では、やはりそこは大きな問題にはなるのではないかなと私は思います。

要はこの1,166万2,000円、厚岸町からの基礎算定数値が間違っていたために、今まで26年、27年、28年は本来はもらわなければならない向こう側が請求はしなかったのですけれども、今回払うのだよと。でも、請求額に対して、これは100%なのですよね。でも厚岸町だけが、それじゃ全部悪いのかと。基礎算定数値を出した、間違いを出した厚岸町が全部悪いから、向こう側からの請求を100%全部出すのだよというような今回の予算要求ですけれども、私はそれはちょっと違うと思うのです。

当然、受託者側もきちんと計算というものをした中で、またもう既に3年たっているわけですから、26年の実績の中で何でこんなに当初の想定よりも下がってしまったのだろうという、当然検証は受託者側もできたはずなのですよ。そういうものをしてない、請求もしない中で、いきなりこういう金額を、まともに見える数字を出してきて、それを100%出すのだよと、100%厚岸町が悪いと認めているのですよね。

そういうものでしょうか。私は違うと思うのですよ。受託者にも当然責任はあるわけですから。少なくとも委託側と受託者側での責任を考えたときにはフィフティフィフティなりというものをやはり持った中でやっていかなければ、まるっきりこれだと相手方には瑕疵というものがなく、厚岸町だけが瑕疵があるように見えるのですけれども、この点について、全て厚岸町が悪いのだということでの今回の予算要求なのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 社協からいただいている数字は、当初示した分からはみ出る部分ということでございますので、100%の部分を今回、出していただいた、要望があった100%の部分を町として計上をさせていただきました。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そうすると厚岸町側は、全て厚岸町が悪いのだよと。来年もその計算の中で、例えばそれが1,100万円ではなくて2,000万円になろうとも厚岸町が全額払うのだよと。残り2年間は、やはり厚岸町が全額悪い、瑕疵があるのだということを確認すると。そういうことでよろしいのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 実際に社協は、26年度に1,240万円、それから27年度に1,270万円、それから28年度に1,230万円ということで、平成28年度までの3年間で3,750万円強の負担を実際にしております。

そういう中で、今回、29年度についてはということでのお話でございますので、それについては100%補助させていただこうということで判断をしたものでございます。

●委員長（大野委員） 副町長。

- 副町長（大沼副町長） 補足をさせていただきたいと思います。

可否があるとかないとかいうことで、この予算を上程させていただいているわけではありません。

先ほども6番委員に説明をさせていただいたとおり、当初お示しをした給与費の中に盛り込まれていなかった部分、この部分については、当初の計算から漏れていたわけがありますから、これがこの部分について町から補助するのは適当であるということで判断をさせていただきました。

- 委員長（大野委員） 3番、堀委員。

- 堀委員 私はやはり受託者側にも責任というものを求めたいと思うのですよね。100%厚岸町が、確かに3年間は申告をしなくて、事業者側が被ったような形にはなっていますが、それでもそれもそれなのですよ。それも事業者側の責任なのです。

ですから、事業者側がそれじゃ過去にさかのぼって請求できるかと言えば、やはりそれは年度協定などもありますから、それもやはり難しいと思うので、それもやはりできないのだろうなと思うのですけれども、でもやはり相手方にも幾らかの負担というものは発生するはずなのですよ。100対ゼロなんてあり得ないですよ。というふうに思います。

今回のこの1,166万2,000円というのが、管理基準外補助金ということになっておりますよね。社協、受託者側と厚岸町と心和園とデイサービスとの基本協定、並びに仕様書、年度協定などを見ても、確かに契約の変更に係る部分というものをどうするのだというのが、最後のほうの疑義のある場合というものでしか載ってきていないような協定なのであれなのですよけれども、でも少なくともその疑義においても、38条であれば甲及び乙は管理業務の前提条件の変更等の特別な事情がある場合に限り、協議の上、この協定を変更することができるというものであるのです。

今回は、これに当てはまると思うのですよ。そうですね。特別な事情ということであれば、協定の結び直しなり、そういうものをきちんとしないとだめなのではないですか。

管理基準外の補助金を出すのだ。それだけでこの5年間結んだ協定を超えてしまってもいいのかと思うのです。はっきり言って補助金と言いますけれども、要は指定管理料、不足している指定管理料を払うということですから、この協定においてやはり重大な変更が生じていると私だと理解しますので、やはりこの協定の変更なりをきちんとしなければならぬと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょう。

- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） この協定につきましては5年間の協定ということで、今おっしゃられた第38条のところでもって、その管理業務の前提条件の変更等の特別な事情がある場合に限り、協議の上、この協定を変更することができるということで、これに基づきまして、協定の一部変更をさせていただきたいと考えております。今回、予算の議決をいただきましたら、社会福祉協議会のほうとこの基本協定の一部変更の協定を結ば

せていただいた上で、年度協定というのもございますので、その年度協定に補助金の金額を明示をしまして、協定を結ぶ手続をしていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 その場合、例えばこの予算協議、審議の中で、案なりというのは示すべきだったのではないのでしょうか。

先ほどの一般議案のほうで指定管理のやつがありましたけれども、協定の案というものがちゃんとつけられておりました。中身がちょっとというような話はあったようですけども。

一部変更をするのだというのであれば、きちんとどういうもので一部変更をするのかを示してほしいのですけれども、それは今すぐ出せるのでしょうか。

●委員長（大野委員） ちょっと休憩します。

午後03時02分休憩

午後03時35分再開

●委員長（大野委員） 再開します。

保健福祉課から資料が来ておりますので、それを配ります。

それでは、3番堀委員の答弁から進めてまいりたいと思います。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） お手元に2枚、提出をさせていただきました。大変申しわけございませんが、急遽だったものですから抜けている部分もございますし、1枚目の一部変更協定書でもって、変更事項につきましては第24条の次に、次の2条を加えるとしておりますけれども、申しわけございません、次の1条を加えるということで変更をお願いします。

それで、第24条の2につきましては、老人福祉施設補助金の交付ということで、甲は乙に対して平成24年度に限り老人福祉施設補助金を交付するものとし、老人福祉施設補助金の金額、交付方法及び交付期日等については年度協定で定めるものとするしております。

24条の3につきましては、削除をお願いします。

それで、変更年度につきましては29年4月1日ということで、基本協定についてはこのように一部変更をさせていただきたいと今、考えております。

2枚目につきましては、年度協定書の案でございます。これにつきましては、第1条で平成29年4月1日から30年3月31日までとするということで1年間の期間としておりまして、第4条でもって老人福祉施設補助金としまして1,166万2,000円を交付するということで年度協定を結ばせていただきたいと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 一緒に資料を出していただきましてありがとうございます。

ただ、24条自体は老人福祉施設職員移行補助金の精算という項目なのですよね。ここにこれを入れて適当なのかなと思います。

また、きちんと協定が変更になるのであれば、議員協議会のときに示されました管理基準外というものの補助金だということではないのだと。きちんと管理協定を結んだ中の補助金ですよということの表現になるのかなと思います。

ただ、補助金ではなくてやはりこれは委託金なのだろうなど。きちんと管理協定の中でやった場合。そこら辺の整理というものは必要ではないのかなと思います。

あと、2項の中に29年度に限りとなっているのですけれども、それでは30年度のときにはまた30年度での当初での一部変更というものをかけるのか、それとも今回のこの1,166万2,000円というものが最後で、もう来年度以降は発生しないのだということであっていいのか、そこら辺説明をお願いします。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回、社会福祉協議会から要望を受けておりますのは29年度分ということで要望を受けております。30年に係るものについては、改めて30年度に社協のほうからの要望も踏まえて協議をさせていただきたいと考えておりますので、今回の変更につきましては、29年度に限るとさせていただきたいと思っております。

それから、今前段おっしゃいました条文の関係につきましては、もうちょっと精査をさせていただきたいと思っております。この24条のとしておりますけれども、ちょっとここが、24条でいいですか。

すみません。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 条の枝番を振っているという手法につきましては、別の条だと、別の条。そういうふうに解釈をしていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 それは理解できますけれども、ただここで条の説明のところその老人福祉施設職員移行補助金の精算という前振りがあるわけですから、その中でどうなのかなという。それであればきちんとそのようにやったほうがいいのではないかなということですね。

いずれにいたしましても、心配するのは、この5年間はしょうがないにしても、来年度が終わって再来年度の5年間、契約が切れて新たな指定管理者を選定しなければならないといったときに、受託者側としての技量、また経営としての妥当性というものが大

丈夫なのと。

例えば、説明を受けると、今回例えば受託者側は26年、27年、28年と合わせて約3,600万円くらいの穴を、受託者側の経理として穴をあけたような形にもなるような中で、それらが何もしなでまかり通ってしまうようなところに、果たして委託することが適当なのかというような非常に心配を覚えます。まだ2年後の選定ですから、実際には選定委員会なども開かれて、しっかりと審査をされるのでしようけれども、厳しい目で見なければならぬというふうに思いますので、その点を踏まえた中で、町のほうからも受託者のほうに指導をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） まず前段のほうですけれども、再三になりますが枝番を振られている24条の2、これは新たな条であると解釈をしていただきたいと思います。法制執務でもそのように解釈できると。したがって24条の2条については、見出しも振って改定をするということでご理解をいただきたいと思います。

後段のほうにつきましては、相手方とも十分連絡を取りながら、対応を図ってまいりたいとそうように考えます。

●委員長（大野委員） この目で、次に8番南谷委員。

●南谷委員 3款1項4目老人福祉費ですよ。

ここで、127ページですか。中段に成年後見推進182万9,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。

平成28年度、去年は本年度になりますが権利擁護体制構築で計上をなさっておられました。これが、今回29年度では行政業務委託料となり、社協のほうに委託となるということで、この社協のほうにこの業務は委託となる背景、それから実際に社協に業務委託するわけですけれども、どのような業務内容なのかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 成年後見推進ということで182万9,000円を計上させていただきました。これはおっしゃられたとおり、新規のものでございます。去年、権利擁護体制構築ということで、この成年後見を推進するために、昨年この権利擁護体制構築というところで体制の構築を進めていたものでございます。

成年後見制度につきましては、認知症であるとか知的障害の方、精神障害などによって判断能力が十分でない方の権利を守る制度ということで、その守るために相談機関ですとか、それから市民後見人という制度がございまして、町民の方から市民後見人ということで、その後見業務を担える方を要請をするということが今、課題としてあります。

そういうのを実施をする機関として、社会福祉協議会で昨年、「あんしんサポートセンターあつけし」というのを11月に設立がされております。

その中で、その相談業務ですとか、そういう市民後見人の養成をする講座などの実施を町のほうから委託をして、社会福祉協議会のほうで実施をしていただくという内容で今回、この委託料179万2,000円を計上させていただきまして、普通旅費につきましては、研修等の含めて3万7,000円を計上させていただいているものでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そうしますと、新しい制度なので今までやってきていないわけですね。そういうような仕事としてはあみかのほうである程度進めてこられたのですけれども、その持ち分というのですか。社協にこの業務を委託するので、企画立案も全て社協のほうで補うのでしょうか。あみかとの関係というのは、もうちょっとどのくらいまであみかのほうで主体性を持ってやって、どこまでが社協で業務としてやっているのかという部分がちょっと僕、かなり疎いものですから、もう少しわかりやすくお願いします。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 社会福祉協議会のほうでは、まず相談窓口を設置をさせていただいております。いろいろな相談を受ける体制をまず整えていただくということが第一でございます。

うちのほうの地域包括支援センターでも当然、その高齢者含めた相談業務というのは受け付けておりますので、そのそれぞれ相談などがあったものを共有をするようにしております。

そして、その上で成年後見の制度を使ったほうが良いという判断をする方が出てきた場合には、今度その一緒になって会議を専門家も交えて開きまして、その成年後見に結びつけたほうが良いのかどうなのか、結びつけていくためにどういうふうにしたらいのかというようなことを連携して進めていくということになりますので、相談窓口的には社協には当然、第一次的にあんしんサポートセンターというところで受けるようにはしておりますけれども、町のほうの支援センターについても当然、連携をしてやっていくこととなります。

その上で、成年後見の部分では町長申し立ての案件も出てまいりますので、それは今度、地域包括支援センターが実際にそういう手続を取っていくということになりますし、社協のほうは独自に法人後見というのも実施をする方向でおりますので、そういった法人後見という取り組みに結びつけるということも出てまいります。

それと、市民後見人の養成ということで、3年前に1度やっておりますけれども、平成29年度に新たにその養成研修をやっていくということで、その業務の委託もこの中に入れております。

そういう業務の委託の内容でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 次にまいります。129ページでございます。

この社会福祉協議会補助金1,166万2,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。

先ほど来、6番、3番委員が質疑をなさって聞かせていただきました。何点かわからない点がありますので、改めて聞かせていただきます。なるべく委員長は復唱しないようにやるつもりですが、3番目なものですから勘弁してください。

経緯、経過につきましては、おおむね先に説明がありましたので大体理解をさせていただいたのですけれども、初めにまず僕も気になった3番委員が言っていましたこの協定書の関係で今回、1,100万円計上になってどう処理されるのかというのは非常に僕も気になりました。ですから、全く3番委員が言うのと、それで確認をしたいのですけれども、始め課長のところにこの関係で聞きに行ったら、38条で協定書は変えないで単年度でというお話でありました。ですけど、先ほどの説明では、この24条に追加するというのですけれども、先ほども聞いていたのですけれども、24条のところに別建てで条として突っ込むよと。もう一度加えるよということなのですけれども、3番委員も言っていたのですけれども、頭に冠に、老人福祉施設職員移行補助金の精算とがんとうたっているのですよね。そこのところが何となく引っかかったのです。

そうすると、あとでお尋ねするのですけれども、職員の補助金ではないのですよね。ですから、見出しもはっきりつけるとかつけないとか聞き取れなかったもので、まずこの確認をさせていただきたい。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 新たな条を加える手法として、これは法制執務上の手法であります。条の途中で新たな条を加える場合には、条の枝番をつけるか、中に持ってくる場合はそれ以降の後ろの条を1条ずつ繰り下げて改正するという二つの方法があります。

今回は、新たな条として24条の2という条を加えるという手法を取らせてもらいたいということで、先ほど基本協定書の変更ということで、その基本協定書の条立ての中に枝番を付した新たな条を加えると。そして、その条には新たな見出しも付しているということですから、24条に付随した条ではない、別の独立した一つの条であるという解釈をお願いしたいと思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 その関係については理解できました。新たにということで、手法上で、僕の勉強不足で再質問になったような関係で申しわけありません。

僕も、やはりきちんと協定書に明示すべきだと思うのですよ。年度の協定書だけで、基本協定書をちょさないのではなくて。僕もそのようにすべきだと思います。

次にまいります。

経緯につきましては、ある程度理解をさせていただいたのですけれども、先ほど一番最初に6番委員が言っていました平成26年度に指定管理を実施されました。その原因等についても、金額等についても散々質疑をした中でございますが、私も何としても頭が

整理できない部分があります。

町として、管理委託する条件が違ってたと、この責任はあるのではないかなど。これに対して最終的には、町はこのように補填をするというふうに、責任を感じてこうなったということでは理解をすればいいのかなど。

それからもう一方、指定管理を受ける側。これにつきましても3番委員が言っていました。私も同感でございます。指定管理を受ける側も企業として企業展開の中で、普通一般の企業というのは、受けたらこれは人件費です。ですから、企業展開の中である程度クリアをしていかなければならない責任はあるのではないかなど、私はそう思うのです。条件が違ってたよと言われても、そうかそうかと町民は納得するのでしょうか。

そういう意味では、もう少しこの両者に対する考え方、ずっと聞かせていただいていたのですけれども、今一つ私の理事者の答弁ではすっきりしません。もうちょっと明快にこの2点について答弁を求めます。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 先ほど副町長からも、その責任、瑕疵があったというようなことでの判断ではないということで、当初の計画の中に入っていないものと、計算上のもの中に入っていなかったものということで、その分については、今回社会福祉協議会との協議の中でそういう要望を受けて、補助金として計上をさせていただいたということでございますので、ちょっとそれ以上の答弁にはならないのかなと思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 僕は法律的な問題は詳しくないのでよくわからないのですけれども、管理協定を結んでいる中で、厳密にそういう部分でどうなのかなという疑念はあります。

ただ、先ほどから議論している中で、最終的には町も管理責任があるからということで、指定管理を任せているこういう関係上、やむを得ずそこに心和園の皆さんの勤務状態や、利用されている皆さんや、働く皆さんのこれらを守っていかなければならない責任があるという観点からそうせざるを得ないのかなと私なりには理解をさせてもらったのですけれども、実際に法的にどうなのだろうと。この辺については、全く何もありませんか。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 法的にというご質問でありますけれども、法的にどうするという問題ではなくて、先ほどから説明をさせていただいたとおり、指定管理者を受けていただくその条件として、町側から提示した人件費の積算、それが当時4,700万円にも及ぶ乖離があったということが原因であります。

そのことについては、職員皆さんのほうに給与という形であとになりましたけれども措置をさせていただいたということで、一定の整理はついたのであるかなと思っております。

何度も言いますけれども、26年度から指定管理を受けていただいて、今日までその乖離のあった部分について、先ほど来、数字を示させていただきましたけれども、各年度1,000万円に及ぶ当初の積算との乖離のある支出を社会福祉協議会のほうでしていただてきたということもあります。それは、社会福祉協議会自体の診療報酬の改定があつて、減額改定がありながらも、社会福祉協議会自体の経営努力でもってそういう努力をいただいたということも評価をさせていただいて、平成29年度については1,166万円の予算措置をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思ひます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 平成28年第2回6月の定例会でございます。私は一般質問をしてございます。

このときに、心和園の老人ホームとデイサービスの関係の稼働率表をいただきました。これでございます。決して平成23年、24年、25年、この3カ年の実績より落ちていますよ。努力されたと言っているけれども、結果落ちていますよ。数字はうそを言いませんよ。違いますか。

私は先ほど3番委員が質問をなさつておりました29年度以降どうするのだと。やはり企業としての努力、1,100万円、こういう計上をなさっているけれども、こういうものもやはり受ける側としての努力というものも必要ではないのかなと。だから5年間このとおりいきますよということにはならないと思うのです。

やはり、きちんと稼働率なり社協としての努力、こういうものもしっかり管理させる側として指導も調整も必要だと思うのですよ。その上で、29年度はこれはこれでやむなしとしても、30年度以降についてもやはり、これは29年度の推移をしっかりと私は見守らなければならぬのではないかと、かように思ひますがいかがですか。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 心和園の稼働率につきましては、その議会でどういう状況であったのかということをお説明させていただいております。入園されている方が病院等に入院されて、その間すぐに埋めてしまうということは帰る場所をなくしてしまうわけですから、すぐに埋めてしまうわけにもいかないということもあつて、そういう稼働率になつてしまったということでもあります。

そういう理由等もあるにせよ、引き続き今、8番委員がおっしゃるように経営努力というものをしっかりとさせていただくということと同時に、その職員の待遇、これについても先ほど来、ご指摘ご審議をいただきましたけれども、その辺もあわせてきちんと対応をしていただくように相手方にお話をさせていただきたいとそのように考えます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 6番委員も非常に懸念をされておりました。このような、私は企業努力せよということは、人件費を下げろとかそういうことを決して言っているわけではないので

す。やはり、国の介護報酬が下がってきた、こういう実態もあります。ですけれども、働く人、それから利用される人、それぞれ心和園やデイサービスを利用することでよかつたなど、感謝される施設でなければならないと思うのです。

ですけれども、経営努力というのは、働いている人が一生懸命汗を流しているだけではだめなのですよね。そういう意味では、運営というのはやはり、ある程度は、100%ではないでしょうけれども任せていますよ。あみかのほうとしてもやはり、ともに頭を悩ませながら経営体質というものは改善できるものは指導していきなり、今までやってきたわけですから、このノウハウはあると思うのです。

それともう1点、私なりに調べさせていただいたのですけれども、平成23年、24年、25年、この一般会計からの心和園の繰り入れでございます。大体6,000万円から7,000万円つつ込んでいますよ。この単年度で。26年以降、社協に委託管理しました。この後、繰り入れがなくなりましたね、町としては。26年度以降。繰り入れがなくなっているのですけれども、町として社協のほうに維持管理費なり何らかの支出というのはあるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 社協に対して、その心和園のほうに係る費用につきましては、今まで3年間の移行補助金というのが補助金として出しております。

それ以外には、ベッドの入れ替えですとか、施設の改修関係、そういう部分のみの支出でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 今まで心和園の運営に関して、デイサービスも含めた総体収支の中で、一般財源からつつ込んでいますよ。この多くは、私なりに試算をさせてもらったのですけれども、その多くは人件費だったと思うのです。実態として。いかがですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 管理費と言いますか、施設の維持のための費用ですとか、それから入所されている方に係る費用というのはそんなに変更、変動はないものと思います。町でやっていたときと、指定管理になった以降で、そんな大きな変動はない状況ですので、多くは人件費と考えられます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 何を言わんとしているのかわかると思うのです。

私は、少なくとも心和園の運営については、問題が起きないように頑張ってもらいたい。働いている人にも、やはり気持ちよく働いていただかなければならないと思うのです。

ですから、しっかりそういう問題も3番委員も6番委員も言っていました。やはり問題が惹起したら、当然今回、今まで努力されたのでしょうけれども、ここで計上してきた。これらについて、やはり単年度、単年度で収支を見ているわけでございますから、もうちょっと早くてもよかったのかなと、もうちょっと精査、議会とすれば挙がってこないほうが平穩でいいのですけれども、問題が発生しているわけでございますから、お互いに出す、出さないは別にしても、厚生文教常任委員会等でもありますから、この辺に声をかけるとか、やはり議会にも声がけをしていただきたかったなとかように思う次第でございます。

介護の介はたすけるという字を書きます。ですけれども、今のままでは崩壊の壊ですよ、壊れるほうのかいごです。やはり少なくとも心和園を運営していくほうは、働く人、それから利用される方々が快い、爽快の快のほうのかいごにしていきたい、そのような運営をしていただきたいと思いたがいがですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） もう少し早くというお話につきましては、今回の社協からの要望というのが、新年度予算に係る状況でのものということでございますので、今回の条件になったということでご理解をいただきたいと思いたがいます。

施設の運営につきましては、社会福祉協議会のほうともそういった内容については伝えながら、相談をしていきたいと思いたがいます。

●委員長（大野委員） 次に、12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 私は125ページの老人福祉電話貸与のところでお聞きをいたします。
この福祉電話、これは何台分の計上でしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 3台分の予算でございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 3台分ということで、これは待機されている方はいるのでしょうか。
いらっしやったら人数と、その待機されている期間についてお伺いいたします。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この電話につきましては、電話を保有していない世帯に対してのものでございまして、今、3台の貸与ということで待機している方はいらっしやいません。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 そうですか。

私がお聞きしたところでは待機者がいるとお聞きをしていたのですがいないということですので、これについてはいいですけども、満度に多分3台使っているということだと思えるんですけども、例えば申し込みがありました、当然優先順位というものはありますよね。全部ふさがっていると。でも、直ちにそういう福祉電話をつけないといけない、そういう緊急性があった場合というのはどういうふうにされているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今、おっしゃられている部分については、緊急通報ということで、ボタンを押すと消防につながる電話のことでしょうか。

すみません。今、お答えしていた電話につきましては、電話持っていらっしゃる方に、町が電話を設置をして基本料を支払いをするというものでございまして、その方については3台ということで待機はいらっしゃいません。

緊急通報装置のほうにつきましては、今75台設置をしております。75人の方に設置をしております、実は3人今、要望がありましてその3人の方については、設置をする手続を進めているところでございます。

ただ、その3人の方については、協力員が必要になります。第1協力員、第2協力員ということで、緊急時に何かあったときに、すぐに確認をしていただくというようなことをしていただく協力員の方が必要なのですけれども、その方の確保が今、調整がまだついていないようございまして、今その調整を進めているという状況でございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 待機されていると、そして緊急に本当に今すぐにこのシステムをつけないと命にもかかわるような状態にあるのかなという方がいらっしゃいましたと。そのときに、電話は全てふさがっていますよと。それは今つけられませんかと言った場合に、どういう対応を取っているのですかということをお聞きしたい。

つけられないから、それでそのまま順番が来るまで待っていてくださいということになるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 待機と言いますか、今その手続中ということで、すぐつけるのにも今言ったその協力員も必要ですし、それから実際につけるための電話会社のほうでの手続もありますので、そういう手続をしているというところでもって、全くその

今は台数がなくて入れませんということではございませんので、今手続中ということでご理解をいただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 それでは手続が終了すれば、電話をつけられるということで理解をしてよろしいのですね。

それで、皆さん緊急通報システムというのは、ほとんどの方が周知されているのですね。

●委員長（大野委員） 佐々木亮子委員、先ほどはちょっと関連があるので聞いていたのですけれども、それは目が違うと思うので。

すみません。よろしいです。

●佐々木亮子委員 周知しているのですけれども、何人かに聞かれたのが、固定電話をつけていない場合は通報システムは使えないのですね、つけられないのですね、ということをお聞きしました。固定電話がない方に対して福祉電話があるということだと私は理解しているのですけれども、固定電話がなくてつけられないと、何もそういった手だてができないと思っている方へ福祉電話というのがありますよというような周知というのはどうされているのでしょうか。

●保健福祉課長（阿部課長） 福祉電話というのは、固定電話なものですから、その固定電話はちょっと当時電話を持っていない方に設置をしていたものでございます。

今の緊急通報のものとは、それは設置をしてその費用を助成をしているということで、緊急通報のものとはちょっと違います。緊急通報装置の分とその福祉電話というのは全く別物ということで考えていただきたいと思います。

今、おっしゃられているのは例えば、固定電話を持っていなくて携帯電話だけを持っていらっしゃる方がというようなことのお話。そのことについては、ちょっと具体的な対応というのは今の段階ではできておりません。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 対応ができていないということで、ただそういう福祉電話というのがあるのだよということを知らない方がいらっしゃるということで、固定電話がなくても何らかのそういった、何が何でも固定電話をつけないと緊急通報システム、それが理想ですけれども、福祉電話というものがあるのですよということ、やはり固定電話のない方もこれから増えてくるのかもわかりませんから、周知をしていただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 福祉電話につきましては、当時電話加入権が必要で、そういう費用も結構高いものでしたので、その加入権を町が持って、その加入権でもって電話を設置をして、基本料金を町が払っていた、要はそういう低所得の方で、その持てない方に対しての設置ということでしたものですから、今の携帯電話の代わりに緊急通報装置とあわせてというようなところでの検討というのはちょっとしたことがございましたので、それについては少し検討してみたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございますか。
4番、石澤委員。

●石澤委員 123ページの介護予防・生活支援のところなのですが、ここに生活管理指導員派遣委託料というのがあるのですが、これは生活予防ですからどういう町内の業者なのでしょうか。それとも今までどこで対応していたものなのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この生活管理指導員派遣委託料につきましては、介護認定を受けられている方については、介護保険の制度の中でホームヘルパーさんを派遣をお願いをしてくださるということで実施をしておりますけれども、介護保険の認定に至っていない方について、けがをしたり、認定までいかないのだけれども日常生活に支障があるというような方について、ホームヘルパーさんを派遣をする事業でございます。

社会福祉協議会のほうに委託をして実施をしておりましたけれども、平成29年度からは他のホームヘルプをやっている事業者にもお願いをしてそういう派遣をしようとしております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 これは、そしたら総合事業に移っていくための措置ですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今まで介護保険の方については、要支援の方と要介護認定を受けられてホームヘルプの派遣を受けておりましたけれども、今おっしゃられたように29年度からは、要支援の方については総合事業に移ります。要支援まで行かない方について、この生活支援事業でもって救う事業でございます。そういう介護認定まで行かない方、要支援まで行かない方に対して、まだ支障があるというような方については、生活管理を指導するという名目でもって、そのホームヘルパーさんを派遣して支援をしているという内容のものでございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 そうすると、ここに生活管理指導短期宿泊事業委託料など、幾らかありますよね。こういうことを受ける際の対象者のニーズは何人くらいになるのですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この生活管理指導派遣、これはいわゆるホームヘルプ。それから生活管理短期宿泊というのはいわゆるショートステイです。そして、下のほうにあります生きがい活動というのがいわゆるデイサービスです。

介護保険が始まったときに、その介護認定を受けられない方たちが、認定を受けられないために今までそういうものを使っていたのが使えなくなるという方が出てまいりますので、その方たちを救うためという部分と、実際にその介護認定が出ない方、出ないのだけれども、予防のためにデイサービスに生きがい活動通所支援事業、生きがいの事業でもってデイサービスに来ていただいて、介護予防につなげてもらう。あるいはそのヘルパーさんに行ってもらふことによって、日常の生活を維持してもらふということをやっている事業でございまして、人数的には生活管理指導員の派遣事業については5人前後です。新たに入ったり、介護保険のほうに移られたりという方がいらっしゃいますので5人程度。それから、ショートステイにつきましては、最近は余り実績はございませんけれども、もしそういった方が出られた場合に対応できる対応を取っております。

それから、生きがいのほうにつきましては6人から10人くらいが利用をされているという状況でございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 そうすると、この人たちの介護保険から外れますよね。ということは、料金としては、負担は結構多いのですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 料金も当時の介護保険ができた段階で、介護保険の1割負担の部分の部分を参考にして、1割分の料金を設定しておりますので、若干介護報酬の変動によってイコールではないかもしれないですけども、ほぼ同じ1割相当でもって料金設定をしております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 これを決めるときと言うか、その対象者を選定、相談に乗るというのは、ここにある福祉相談実施委託料になっていきますケアマネージャーも入ってこういう問題、その辺の措置をするということになるのですか

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この部分については介護保険から外れておりますので、うちの包括支援センターのほうで対応をいたします。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 何か不思議な、介護保険がどういう形になってくるかなと思うし、介護予防ということですから、いつまでもお金が続くのかなという、予算措置がどうなるのかなというのがちょっと不安ですけれどもわかりました。

それで次に、この下の欄で、老人保護措置費なのですけれども、これの内容はどういう形なのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この老人保護措置費といいますのは、特別養護老人ホームですとかも、元々は措置制度の中で町が決定をして入所というような形になっておりましたけれども、それが介護保険のほうに移行をしております。

ただ、介護保険の利用とかができない方がいらっしゃいます。それを、町がそういった方については町が措置という形で養護老人ホームに入所をしていただいて、町がその費用負担をしております。この分だけが高齢者の分では措置制度が残っておりまして、その町が措置している方については、釧路の老人ホームに4人。それから、根室の養護老人ホームに1人と。そして、今もう1人出てくる可能性がありますので、もう1人分ということで6人分の費用を今回計上させていただいております。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

128ページ、5目後期高齢者医療費。

（な し）

●委員長（大野委員） 6目国民年金費。

（な し）

●委員長（大野委員） 7目自治振興費。

6番、室崎委員。

- 室崎委員 スクールバスのお話をちょっとお聞きしたいのですが、スクールバスそのものというよりは、スクールバスの副次的利用というところですが、スクールバスの動いているところでは、それに空きがあればということでしょうけれども、町民利用というのを行っていますよね。それで大変助かっている方もいるわけですよね。

ところが、このあと協議会も開かれて、そこでも議題にというかな、一つの検討要素になっていくと思うのですが、スクールバスというのは学校に通うお子さんがいなければ動かないのですね。今まで1人、2人いたところの地域の子供さんが学校を卒業してしまうと、スクールバスはなくなってしまう。既にそういうところで、いわゆる空白域になってしまった地域もありますよね。そのあたりは押さえていますか。

- 委員長（大野委員） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 地域としては、近々委員がおっしゃられたような状態になる地域が発生する予定でございます。

地域の中でも、子供のいなくなった場所については、そういう部分もあると聞いております。

- 委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

- 室崎委員 今はその地域がどこかということが主題ではないからいいのですけれども、こういうところでは、スクールバスというのはやはり非常にいいのです。それが動いているのは助かるのですけれども、やはり副次的な利用方法であって、主たるというか本来のというか、そういうものではないですよね。

したがって、それによって今、子供さんがどんどん減っていますから、平成28年50人とか何とかという話も聞こえてくるのだけれども、そういう中で学校に通っている子供のいない地域というのが、やはりこれからはどんどん出てくる可能性があると思うのです。

ですから、現在スクールバスで利用しているから、そこが空白域でないとは言えないという問題はやはり出てくると思うのです。

そのあたりはやはり、今後の協議会の中での検討課題として捉えているのかどうか。その点についてご説明いただきたい。

- 委員長（大野委員） 副町長。

- 副町長（大沼副町長） 特に、僻地と言われる地域、今一部委託をしてスクールバス、あるいは患者輸送バスなどを走らせております。

これは27年の実績なのですが、患者輸送バスにつきましては、2,600人くらいのご利用がある。それから、スクールバスの一般利用は880、890くらいの方がご利用いただい

ると担当のほうで押さえておりました、今おっしゃるようなところで、結局そういう諸事情でもって足の確保が困難になる。あるいは困難になることが予想されるというような場所について、どういったあり方が適当なのかというようなことも、皆さんのご意見を伺って対応を協議してまいりたい、そのように考えております。

- 委員長（大野委員）　ほか、この目ございませんか。
3番、堀委員。

- 堀委員　地域公共交通対策でお伺いいたします。

地域公共交通活性化協議会、早々に立ち上げるということは一般質問の中でも答弁の中であったと思うのですが、その中でメンバーというものが答弁の中でありました。

ちょっと気になったのが、その運行事業者やお役人さんですね。町のほうも含んで、北海道や国のほうも含んでのメンバーなのでは、気になったのがその地元の一般のメンバーというものが、答弁の中では自治会と自治会連合会くらいしかないような感じで聞こえました。ちょっとそこら辺のメンバー的に、地元関連するメンバーというものが何人くらいいるのかというのを教えていただきたいと思います。

- 委員長（大野委員）　町民課長。

- 町民課長（石塚課長）　お答えをさせていただきたいと思います。

一般質問の答弁では、委員がおっしゃられるようにちょっとまとめて言わせていただいたのですが、具体的に考えて進めておりますのは、自治会連合会のほかに団体としては老人クラブ連合会、それから女性団体連絡協議会、厚岸町商工会、厚岸町観光協会、そのほかに地域を代表する自治会として6団体を予定しているところでございます。

- 委員長（大野委員）　3番、堀委員。

- 堀委員　わかりました。安心しました。

余りにも地元の人が少なさそうな答弁だったものですから、周りがお役人さんばかりの中に、本当に地域の切実な声というものがうまく出せるのかなと心配したものですから。

何とか、本当に地域の切実な声というものをこの協議会の中でうまく拾い上げた中で、いい方向性というものを出していただきたいと期待しますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 委員長（大野委員）　ほかございませんか。
4番、石澤委員。

- 石澤委員　同じ問題なのでは、今声を聞くという形で集まってくださるメンバ

一以外にアンケートを取ると言っていましたけれども、そのアンケート対象者に子供たちも入るのかなのか、その辺が聞きたいのですが。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 最終的には、協議会を今月立ち上げる予定でおりまして、それの中でということになります。その前段として一般質問でも申し上げさせていただいた町内の対策連絡会議の中で検討しているのは、現在高校生以上について、全町民になるとちょっと金額的にも難しい部分等もございまして、全世帯で高校生以上を対象にという形で行いたいと考えてございます。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

8 目社会福祉施設費

（な し）

●委員長（大野委員） 2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。

6 番、室崎委員。

●室崎委員 139ページのところに、子育て支援対策というのが出ています。計上経費になっています。

今回、お聞きしたときに、ここの保育料助成というところで枠が増えて、第一子も対象になると聞いたのですが、間違いではないかと思うので、その内容含めてお教えください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 139ページの子育て支援対策の補助金の欄に保育料助成ということで1,023万9,000円を計上させていただいております。

これにつきましては、今おっしゃられたように第一子からの子供の保育料を助成をするということでございまして、第一子に係る分につきましては、今予定しておりますのは111件で341万8,000円を予定しております。

それをプラスして1,023万9,000円となっております。対象につきましては、認可保育所、へき地保育所、それから地域の認可外の保育所、それから幼稚園ということで、保育料を完納された方に対しての2割を助成をさせていただくという内容でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 最後のところがちょっと声が小さくなってしまって聞き取れなかったのですが、保育料の完納をした人に対して2割の助成をするとちょっと聞こえたのですが、それでいいですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） そのとおりでございます。

保育料を3月25日が認可保育所であれば納期にしておりますので、それまでに保育料を納めていただいた方に対して2割ということでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、2人子供がいても3人子供がいても、それから1人の子供でも、要するに第一子から皆同じく2割と考えればいいのですね。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 19年からは3人目以降、27年からは2人目以降、そして今回からは1人目からということで、全ての保育所に通われている子供さん、全てを対象にしております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それで、その保育所というのは、何種類かありますよね。その地域で行っている私設保育所もありますよね。それを全部包含して保育所というところは全部そうすると。そういうことですね。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 認可保育所、それから僻地保育所、それから認可外保育所、それから私立幼稚園ということでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 幼稚園も入るのですね。最初それがちょっと聞こえなかったから。

それで、現在そういうふうにして、保育所や幼稚園に通われているお子さんというのは全体の何割くらいでしょう。100%ではないと思うのですね。

なければいいですよ。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ちょっとその数字は申しわけありません。手元にございません。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 何でそんなことを言い出したかと言いますと、幼稚園が入っていますからなのですが、保育所に通うためには厚岸町の場合には非常に恵まれていまして、今「保育所落ちた。日本死ね」というような非常にきつい言葉で、しかし問題点を正確についたブログの言葉が出て、国会でまで取り上げられているように、都会では保育所に入りたくても入れない。幼稚園に入るにしても朝の6時から抽選を受けるための申込書を手に入れなくてはならないというような事態が続いているということは聞いていますが、その点厚岸は非常に恵まれていますよね。

それでも、保育所に入るためには保育に欠けるという要件がなければなりませんよね。

それで、そういうこともあるし、またやはり親御さんの考えで、そういう保育所に入るのはせめて学校にあがる前、1年くらいにして、あとは自宅で育てたいという方もありますね。小学校あがるまではずっと自宅に置くという家もあるでしょう。

そういう自宅での子育ての人たちに対する子育て支援というのが、ちょっと何か一つの盲点というか、穴になっているような気がするのです。大抵の町は子育て支援というと保育料の軽減とか、厚岸のように幼稚園まで含めているというところはあるのですが、自分の家で養育している人に対する支援というのは余り聞いたことがない。このあたりは、検討課題として今後、今すぐどうしろこうしろではないですよ。検討課題としてやはり見ていかなくてはならない部分ではないのかと思うのですが、そのあたりいかがでしょう。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 子育て支援センターというのを厚岸町では設置をしております、その子育て支援センターに通って来られる子供さんとお母さんというのは非常に増えております。要は、保育所ですとか幼稚園に行っていない、小さい子供のほうが多い部分もありますけれども、非常に多く利用をさせていただいております。その状況を見ますと、やはりそういうその保育所だとかそういうところに行っていない方、それから子供も多くいるのだなということは、そういうのを見ても思っ承知をしております。

そういう部分では、やはり検討課題としてよく注意をしていきたいなと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） なければ次、2目児童措置費。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ3目ひとり親福祉費。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ次に進みたいところですがけれども、時間ですのでここで切りたいと思いますけれども、本日の会議はこの程度にとどめ、明日審査したいと思います。ですがこれにご異議ございませんか。

（異議なし）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで閉会いたします。

午後4時56分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成29年3月9日

平成29年度各会計予算審査特別委員会

委員長